

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和元年10月

宮城県人事委員会



宮人委第172号
令和元年10月4日

宮城県議会議長 相 沢 光 哉 殿
宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「平成31年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,376人（一般行政職員5,850人、警察官3,782人、教諭等11,072人、研究員等293人、医師・薬剤師等379人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は391,506円（うち平均給料月額347,049円）となっている。

これら全職員の平均年齢は42.2歳、平均経験年数は20.5年となっており、また、男女別構成は男性63.6%、女性36.4%、学歴別構成は大学卒77.3%、短大卒4.3%、高校卒18.4%、中学卒0.0%であり、平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は361,810円（うち平均給料月額324,627

円) となっている。

II 民間給与の調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の1,022事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、271事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く245事業所について、「平成31年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種10,855人及び教員、研究員等の54職種1,307人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を実地に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、90.7%と極めて高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

1 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では33.0%(昨年30.7%)、高校卒では19.5%(同15.5%)となっており、双方とも昨年を上回る結果となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では41.8%(同43.9%)で昨年に比べて2.1ポイント減少し、高校卒では30.9%(同28.3%)で2.6ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では58.2%(同54.9%)で3.3ポイント増加、高校卒では69.1%(同71.7%)で2.6ポイント減少し、減額した事業所は大学卒、高校卒ともなかった(同大学卒1.2%、同高校卒はなし)。

2 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は39.0%(昨年35.1%)で、昨年に比べ3.9ポイント増加している。ベースダウンを実施した事業所は0.5%(昨年はなし)となってい

る。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、92.3%（昨年93.6%）で、昨年に比べて1.3ポイント減少している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.9%（同22.5%）、減額となっている事業所の割合は4.2%（同4.1%）となっている。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

前記の「平成31年職員給与実態調査」及び「平成31年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は366,007円、職員給与が365,639円で、職員給与が民間給与を平均368円（0.10%）下回っている。

2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.50月分（昨年4.43月分）に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給を0.05月分下回っている。

Ⅳ 物価及び生計費等

総務省統計局調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較し、仙台市は1.0%、全国では0.9%の上昇となっている。

また、本委員会が、同局の「家計調査」を基礎として、仙台市における本年4月の標

準生計費を算定したところ、2人世帯で135,003円、3人世帯で174,630円、4人世帯で214,246円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年4月の有効求人倍率は、1.67倍（季節調整値）となっており、昨年4月と比べて0.06ポイント減少しているものの、全国状況と比較して、依然、高い水準が続いている。

V 人事院の給与に関する報告、給与改定に関する勧告及び公務員人事管理に関する報告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告・勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査（完了率87.9%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳]
[俸給 344円 はね返り分(注) 43円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)
勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日(住居手当については令和2年4月1日)
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

VI むすび

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が2.1ポイント減少、高校卒では2.6ポイント増加し、減額した事業所については、大学卒、高校卒ともなかった。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、現在、国において、定年引上げに伴う高齢層職員の給与カーブの在り方に関し検討が行われているところであり、その動向を注視するとともに、公務と民間の給与差の状況等も踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととする。

住居手当について、人事院においては、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃の下限額を4,000円引き上げるよう勧告したところである。

本県における住居手当制度は、従前、国との均衡を図ってきたところであるが、今回の国の改正において考慮された公務員宿舍使用料の上昇について、本県においては、国と同様の傾向を示すまでには至っていない。このことから、引き続き職員宿舍使用料の状況を注視するとともに、国及び他都道府県の今後の動向を考慮しながら、必要な検討を行っていくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、大卒程度の初任給について1,200円、高校卒程度の初任給について1,700円、それぞれ引上げを行う。これを踏まえ、若年層が在職する号俸について、所要の改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.50月とする。引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとし、今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとする。

特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

また、令和2年度以降の期末手当・勤勉手当については、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

(3) 給与制度における今後の課題

人事院報告では、国家公務員給与について、引き続き、職員の職務・職責や専門性を重視しつつ、能力・実績を適切に反映する取組を進めていくとともに、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、公務における人員構成の変化及び各府省における人事管理の状況等を踏まえながら、60歳前の給与カーブも含めた給

与カーブの在り方について検討を行っていくこととされている。

本県職員の給与についても、人事院報告で示された課題を十分に踏まえるとともに、本県の実情や国及び他の都道府県の動向に留意し、今後も必要な検討を行っていくこととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から8年半が経過し、本県は、宮城県震災復興計画の総仕上げに向けて重要な時期を迎えている。これまでの県民と県職員が一丸となった懸命の取組によって、復興の事業の成果は着実に得られているものの、一方では復興の進捗に伴い県の担うべき役割が変化し、心のケアや地域コミュニティの形成支援といったきめ細やかな対応が必要となるなど、行政ニーズは一層多様化してきている。

復興を確実に成し遂げるとともに、復興後を見据え、複雑化する課題に的確に対応していくためには、今後も引き続き、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められる。

職員の確保に向けて、これまでも職員採用試験・選考考査における応募者確保対策を強化してきたほか、任期付職員の採用や他の自治体等からの派遣職員の受入を積極的に進めてきたところである。しかしながら、国の復興・創生期間の終期が近づいていること、震災からの年月の経過や他地域における大規模災害の発生などにより、特に任期付職員や派遣職員の確保をめぐる環境は厳しさを増している。引き続き必要な人員の確保に向けて、柔軟に様々な取組を行っていくとともに、職員の能力を十分に発揮できるような効率的な組織運営及び人員配置に努める必要がある。

また、復興後を見据えた人事運営の観点からは、職員一人一人の能力・意欲の更なる向上を通じて、効率的で質の高い行政を実現していくことが求められており、引き続き「みやぎ人財育成基本方針※」に基づく人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、現在任期付職員や派遣職員によって担われている業務の今後の在り方について検討を進める必要があるほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に

留意しながら、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

震災からの復興に加えて、復興後を見据えた数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、従来から職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における最終合格者は全体の約12%から25%で推移するなど一定の成果が得られている。また、昨年度から職員採用試験（短期大学卒業程度）において受験資格の上限年齢を29歳に引き上げる取組を行ったところである。

一方、土木職や獣医師職、薬剤師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を引き続き実施している。また、今年度から薬剤師職の採用については、採用試験から選考に変更し、獣医師職と同様に教養考査を廃止したほか、大学卒業程度試験の技術系職種については、第2次試験の専門試験を廃止し、論文試験に変更するなど、受験者の利便性を考慮しつつ、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

近年、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の活発な採用動向等を背景に全体的な応募者の減少傾向が顕著であり、今後も任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、新たな対策にも積極的に取り組み、職員採用試験等の応募者確保に一層注力していく必要がある。

また、こうした状況を踏まえて、多様な経歴、能力を有する職員を採用する仕組みの検討や様々な職員の働き方に応じて活躍できる環境づくりにも努め、将来にわたる県組織の活性化に取り組む必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平

成27年法律第64号)に基づく本県の特定制業主行動計画において、採用試験受験者等の女性割合及び管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げているところであり、これらの目標の着実な実現に取り組む必要がある。また、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と多様な職務経験を通じた能力開発等に取り組み、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

なお、こうした女性活躍推進のための取組を県内外に積極的に情報発信することは、応募者確保対策にもつながるものである。

障害者雇用の推進については、これまで身体障害者を対象とした採用選考審査を実施してきたが、今年度から応募資格の要件を見直し、精神障害者や知的障害者も受考可能としたところである。任命権者においては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の適切な運用に努めるとともに、引き続き本委員会と任命権者が連携し、合理的配慮の下、意欲と能力を有する障害者の雇用の取組を適切に進めていく必要がある。

なお、障害者の採用とその後の能力開発に当たっては、任命権者が障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる職域、職種、業務等を把握・用意することが必要であり、この点においても本委員会と任命権者が連携して、適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、本県では本格的な導入から3年が経過し、制度として定着してきているところである。

職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、職員の士気や組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。今後とも任命権者及び評価者においては、この点について理解を深め、適切な人事管理を実践していくことが求められる。

また、人事評価のプロセスは個々の職員のモチベーションの向上と能力の伸長を図る上で有効な手段となることから、この機会を捉えて、職員とコミュニケーションを深め、人材育成のための効果的な取組を行うことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

地方公務員の定年は、地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第3号）により原則60歳と規定されているところである。

現在、政府において人事院が昨年8月に行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえた検討が行われており、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」とされている。

昨年人事院から示された方向性や課題について、引き続き国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえて検討を進め、適切に対応していく必要がある。また、段階的な定年の引上げ期間中は再任用制度が存置されることとなるため、引き続き再任用職員の有する貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に活用・継承するための方策など、再任用制度及び運用の課題についても、本県の職務や任用の実態に即して検討していく必要がある。

(5) 会計年度任用職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用の確保と一般職の会計年度任用職員制度の創設を目的とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が、令和2年4月から施行されることとなっている。

会計年度任用職員制度は、現行の臨時・非常勤職員制度からの大規模な制度変更となることから、適正かつ円滑な移行に向けて確実な対応が求められる。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

職員の長時間にわたる時間外勤務については、健康面やワーク・ライフ・バランスに影響を及ぼすとの観点から、その縮減についてこれまでも言及してきたが、昨年6月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」の成立を受け、本委員会も職員の時間外勤務について、国に準ずる形で上限規制を導入したところである。

平成30年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均13.4時間で、昨年度に比べて0.5時間減少しており、月80時間を超える時間外勤務を行っ

た職員の割合も3割以上減少するなど、長時間の時間外勤務を行った職員は減少傾向にある。

こうした中、県教育委員会の調査結果によると、県立学校において正規の勤務時間外における在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、全教職員の4分の1を超えており、教職員の長時間勤務の解消は依然として大きな課題となっている。県教育委員会では、平成30年3月に策定した「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」により、部活動における休養日の設置や外部指導者の導入など、部活動に伴う教職員の多忙化・負担の軽減に努めているが、新たに平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」に盛り込まれた「長時間勤務の縮減」の数値目標の達成に向け、全教職員が一丸となって取り組んでいくことが求められる。

各任命権者においては、時間外勤務の縮減が職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進、ひいては公務能率の向上にもつながる重要課題であることを認識し、その縮減はもちろん、時差勤務や定時退庁日の確保といったこれまでの取組を継続しつつ、今年度から導入した時間外勤務の上限規制の結果検証、国の状況を踏まえたフレックスタイム制の導入に向けた検討、民間労働法制の趣旨に沿った年次有給休暇の5日以上の取得奨励といった、さらなる職員の働き方改革に向けた取組を進めていくことが肝要である。

また、メンタルヘルスについては、復興業務が仕上げの時期ということもあり、時間外勤務や様々な行政ニーズへの対応による疲労やストレスの蓄積により、職員の心身の健康保持に大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。

平成30年度における精神疾患を起因とする病気休職職員数は前年度から2割超、同じく病気休暇取得職員数は1割超といずれも増加していることから、各任命権者においては、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防止するため、ストレスチェックの活用などによる早期発見・支援といった組織的な取組を強化していくことが必要である。

なお、管理監督者には、日頃から職員の健康状態や職場の環境改善に配慮することはもちろん、健康不安を抱えた職員への適切な対応・支援といったメンタルヘルスケアの実践が強く求められる。

組織運営や業務を遂行する上で、職員の健康管理は殊に重要であり、職員が計画

的に休暇を取得し適度に休養することは、心身の健康保持にとって不可欠である。

平成30年度の年次有給休暇取得状況を見ると、県全体で平均取得日数が1日増加するなど改善傾向にあることから、管理監督者は、引き続き職員が年次有給休暇や特別休暇などを取得しやすい職場環境の構築に努めるとともに、職員の健康保持について十分配慮することが肝要である。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化に伴う人口減少社会においては、年齢、性別などにかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現が重要であり、本県においても、職員一人一人がその職責を全うしながら、自己のキャリア形成と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。特に、仕事と育児、介護等との両立支援については、国や他都道府県、民間の動向だけでなく、支援制度の利用状況や職員ニーズなども踏まえながら、随時制度内容の見直しを進めてきたところである。

両立支援については、制度の整備はもとより、職場全体が制度の趣旨をよく理解した上で、支援の必要な職員がいつでも円滑に利用できる環境整備が求められる。

なお、不妊治療と仕事の両立については、今後検討を要する課題であることから、国や他都道府県、民間の状況を踏まえながら、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等に努めていくことが望まれる。

各任命権者においては、さらなるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員に対する育児休業や介護休暇等の両立支援制度に関する普及啓発を推し進めるとともに、すべての職員が安心して制度を活用することのできる職場環境の構築に取り組んでいく必要がある。

(3) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に対する信頼を損なうことのないよう高い倫理観を保ちながら、日々の職務に取り組むことが求められている。

平成30年度においては県全体で17人の職員が懲戒処分を受けており、事案の内容も、飲酒運転や窃盗、公金の私的流用など、遵法意識に欠けるものが多く見られる。特に教職員による飲酒運転事案がここ10年間毎年発生していることは、極めて憂慮すべき事態である。県教育委員会では、この間、飲酒運転に対する処分の厳格化など対策を行ってきたところであるが、その結果を踏まえ、飲酒運転根絶に向けたより効果的な対策を講ずることが急務である。

こうした一部職員の不祥事は、県政全体に対する信用を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

各任命権者においては、より一層の服務規律の確保と法令遵守の徹底を図るとともに、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感や倫理感を忘れることなく、常に緊張感を持って日々の職務に当たることが求められる。

また、当委員会に対し、近年ハラスメントに関する苦情相談が多く寄せられる傾向にあることから、各任命権者においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといった各種ハラスメント行為が、職員の健康保持や職場全体の公務能率の維持に悪影響を与えるものであることを認識し、民間の状況や国の動向等も踏まえながら、引き続きハラスメントの防止に関する相談体制の整備及び各職員のモラル向上、コンプライアンス強化といった意識啓発を図り、すべての職員が安心して働くことのできる職場環境の維持に取り組んでいくことが重要である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画10年間の計画期間における9年目、東日本大震災からの復興において、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」(H30～R2)の2年目となり、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。加えて職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び特別給の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、職員の士気の維持・高揚や有為な人材の確保・育成につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安

定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 数	職員 1人あたり 給与月額	左のうち 給料月額
	人	歳	年	円	円
行政職	5,850	41.2	20.5	361,810	324,627
公安職	3,782	37.0	16.2	355,422	321,379
教育職（高校等）	4,506	45.4	23.0	432,415	377,759
教育職（中・小）	6,566	43.8	21.5	410,935	361,647
研究職	293	42.7	20.1	384,281	341,642
医療職（医師等）	23	43.1	18.9	857,572	462,530
医療職（薬剤師等）	259	41.8	19.2	365,925	330,039
医療職（保健師等）	97	39.5	17.0	338,279	319,775
全職種（A）	21,376	42.2	20.5	391,506	347,049
平成30年4月（B）	21,680	42.2	20.6	390,883	347,158
増減（A）－（B）	△304 [△1.4]	0.0	△0.1	623 [0.2]	△109 [△0.0]

- (注) 1 「職員1人あたり給与月額」欄は、平成31年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。
- 2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、平成30年4月と対比した増減率である。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員（再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	計		33.0 [30.7]	(41.8) [43.9]	(58.2) [54.9]	(0.0) [1.2]	67.0 [69.3]
	500人以上		37.1	(49.8)	(50.2)	(0.0)	62.9
	100人以上500人未満		35.6	(31.5)	(68.5)	(0.0)	64.4
	100人未満		13.1	(38.6)	(61.4)	(0.0)	86.9
高校卒	計		19.5 [15.5]	(30.9) [28.3]	(69.1) [71.7]	(0.0) [0.0]	80.5 [84.5]
	500人以上		12.2	(49.5)	(50.5)	(0.0)	87.8
	100人以上500人未満		31.9	(26.0)	(74.0)	(0.0)	68.1
	100人未満		11.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	88.5

(注) 1 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、平成30年調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係員	計	39.0 [35.1]	13.8 [13.9]	0.5 [0.0]	46.7 [51.0]
	課長級	27.7 [24.5]	14.9 [13.2]	0.5 [0.0]	56.9 [62.3]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成30年調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 停止			
		増額	減額	変化なし	増額	減額		
係員	計	92.3 [93.6]	92.3 [93.6]	29.9 [22.5]	4.2 [4.1]	58.2 [67.0]	0.0 [0.0]	7.7 [6.4]
	課長級	84.6 [86.0]	84.6 [84.6]	28.4 [21.1]	4.9 [4.1]	51.2 [59.4]	0.0 [1.4]	15.4 [14.0]

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成30年調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
366,007円	365,639円	368円 (0.10%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	806,042円 826,628円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$ 上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.21ヶ月分 2.29ヶ月分
年間の支給割合		4.50ヶ月分

[備考] 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月である。

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

イ 令和元年12月期の支給割合

(イ) (ロ) 以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

(ロ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

ロ 令和 2 年 6 月期以降の支給割合

(イ) (ロ) 以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とする
と。

(ロ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とする
と。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

ロ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

ロ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和元年12月1日から、1の(2)のロ、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては令和2年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	146,900	196,600	232,700	265,600	291,200	321,500	365,500	411,000	461,600	525,400
	2	148,000	198,400	234,300	267,400	293,500	323,700	368,100	413,400	464,800	528,300
	3	149,200	200,200	235,800	269,200	295,600	326,000	370,500	415,900	467,800	531,400
	4	150,300	202,000	237,500	271,300	297,600	328,200	373,100	418,300	470,800	534,600
	5	151,400	203,500	238,900	273,000	299,500	330,400	375,000	420,300	473,800	537,700
	6	152,600	205,300	240,600	274,900	301,800	332,400	377,600	422,600	476,900	540,000
	7	153,700	207,100	242,100	276,700	304,100	334,700	379,900	424,700	479,900	542,500
	8	154,700	209,000	243,700	278,700	306,400	336,900	382,400	426,900	483,000	544,900
	9	155,700	210,600	244,800	280,700	308,300	338,800	384,800	428,900	485,700	547,400
	10	157,100	212,400	246,300	282,700	310,600	341,000	387,500	431,000	488,800	549,200
	11	158,400	214,200	247,900	284,600	312,800	343,000	390,100	433,100	491,900	551,000
	12	159,700	216,000	249,200	286,500	315,100	345,200	392,900	435,300	495,000	552,900
	13	161,000	217,300	250,800	288,500	317,200	347,000	395,300	437,000	497,700	554,600
	14	162,500	219,100	252,200	290,600	319,300	349,100	397,600	438,800	500,000	556,000
	15	164,000	220,800	253,500	292,700	321,600	351,100	399,800	440,800	502,300	557,300
	16	165,600	222,700	254,900	294,700	323,700	353,100	402,200	442,800	504,600	558,400
	17	166,800	224,400	256,400	296,500	325,600	354,800	404,000	444,700	506,800	559,700
	18	168,300	226,100	257,900	298,500	327,600	356,800	406,100	446,500	508,200	560,700
	19	169,800	227,700	259,600	300,600	329,600	358,600	408,000	448,400	509,700	561,700
	20	171,300	229,300	261,400	302,600	331,600	360,500	409,800	450,100	511,100	562,600
	21	172,600	230,800	263,000	304,500	333,300	362,400	411,700	451,900	512,300	563,500
	22	175,300	232,400	264,700	306,700	335,500	364,400	413,500	453,400	513,700	
	23	177,900	234,000	266,300	308,700	337,500	366,400	415,300	454,800	515,200	
	24	180,600	235,600	267,900	310,800	339,600	368,300	417,200	456,300	516,700	
	25	183,100	236,700	269,800	312,500	341,000	370,300	419,000	457,700	517,800	
	26	184,800	238,200	271,600	314,600	342,900	372,200	420,600	459,000	519,000	
	27	186,400	239,600	273,400	316,600	344,800	374,200	422,100	460,300	520,200	
	28	188,100	240,800	275,100	318,600	346,700	376,200	423,700	461,500	521,400	
	29	189,600	242,000	276,800	320,400	348,300	377,800	425,300	462,600	522,400	
	30	191,400	243,200	278,700	322,400	350,300	379,600	426,600	463,300	523,300	
	31	193,200	244,200	280,600	324,500	352,200	381,400	427,900	464,100	524,200	
	32	195,000	245,400	282,300	326,600	354,000	383,000	429,100	464,800	525,100	
	33	196,600	246,700	283,800	327,800	355,900	384,800	430,300	465,500	525,900	
	34	198,000	247,700	285,700	329,800	357,700	386,200	431,600	466,300	526,800	
	35	199,500	248,900	287,500	331,700	359,500	387,700	432,900	467,000	527,500	
	36	201,000	250,200	289,400	333,800	361,200	389,300	434,200	467,600	528,000	
	37	202,300	251,100	291,000	335,800	362,700	390,700	435,400	468,100	528,700	
	38	203,600	252,400	292,800	337,700	364,000	392,000	436,200	468,700	529,300	
	39	204,800	253,600	294,600	339,700	365,400	393,200	437,000	469,300	530,100	
	40	206,100	255,000	296,400	341,600	366,800	394,300	437,800	469,900	530,700	

	41	207,400	256,400	297,900	343,500	368,100	395,400	438,400	470,400	531,200
	42	208,800	257,800	299,600	345,400	369,000	396,600	439,100	470,900	
	43	210,100	259,000	301,100	347,200	370,100	397,800	439,800	471,300	
	44	211,400	260,200	302,700	349,200	371,200	398,900	440,500	471,600	
	45	212,500	261,400	304,300	350,700	372,000	399,600	441,300	471,900	
	46	213,800	262,700	306,100	352,100	372,900	400,300	442,100		
	47	215,100	264,200	307,700	353,600	373,800	401,000	442,500		
	48	216,400	265,500	309,400	355,100	374,700	401,700	443,200		
	49	217,500	266,600	310,300	356,700	375,600	402,300	443,700		
	50	218,600	267,700	311,800	357,500	376,400	402,900	444,100		
	51	219,600	269,000	313,300	358,700	377,300	403,400	444,500		
	52	220,700	270,300	314,900	359,700	378,100	403,800	444,900		
	53	221,800	271,300	316,500	360,600	378,800	404,200	445,300		
	54	222,800	272,400	318,100	361,700	379,500	404,500	445,700		
	55	223,700	273,700	319,700	362,700	380,200	404,800	446,100		
	56	224,700	275,000	321,300	363,800	380,900	405,100	446,400		
	57	225,000	275,900	322,800	364,700	381,400	405,500	446,700		
	58	225,800	276,900	324,000	365,400	382,000	405,800	447,100		
	59	226,600	277,900	325,200	366,100	382,600	406,100	447,400		
	60	227,300	279,000	326,400	366,800	383,300	406,400	447,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	228,000	280,100	327,100	367,200	383,700	406,700	448,100		
	62	229,000	281,100	328,000	367,800	384,400	407,000			
	63	229,800	282,000	328,800	368,500	385,000	407,300			
	64	230,600	283,000	329,600	369,200	385,600	407,600			
	65	231,300	283,500	330,500	369,500	386,000	407,900			
	66	232,000	284,400	330,900	370,200	386,600	408,200			
	67	232,900	285,100	331,600	370,900	387,200	408,500			
	68	233,900	286,000	332,400	371,600	387,800	408,800			
	69	234,600	287,000	333,200	371,900	388,200	409,000			
	70	235,200	287,800	333,900	372,500	388,700	409,300			
	71	235,800	288,600	334,700	373,200	389,200	409,600			
	72	236,500	289,400	335,400	373,800	389,800	409,900			
	73	237,300	290,200	335,900	374,100	390,100	410,100			
	74	237,900	290,700	336,500	374,700	390,500	410,400			
	75	238,500	291,100	337,000	375,400	390,900	410,700			
	76	239,000	291,700	337,600	376,000	391,400	410,900			
77	239,700	291,800	337,900	376,400	391,700	411,100				
78	240,500	292,200	338,400	377,000	392,000	411,400				
79	241,300	292,400	338,800	377,600	392,300	411,700				
80	242,000	292,800	339,300	378,100	392,600	411,900				
81	242,500	293,000	339,700	378,600	392,800	412,100				
82	243,200	293,200	340,200	379,200	393,100	412,400				
83	243,900	293,600	340,700	379,700	393,400	412,700				
84	244,600	293,900	341,200	380,000	393,600	412,900				

85	245,200	294,200	341,500	380,400	393,800	413,100				
86	245,900	294,500	341,900	380,900	394,100					
87	246,600	294,800	342,400	381,300	394,400					
88	247,300	295,200	342,800	381,700	394,600					
89	247,800	295,500	343,100	382,100	394,800					
90	248,300	295,900	343,500	382,600	395,100					
91	248,600	296,200	344,000	383,000	395,400					
92	249,000	296,600	344,400	383,400	395,600					
93	249,400	296,700	344,600	383,700	395,800					
94		296,900	345,000	384,200						
95		297,300	345,500	384,600						
96		297,700	345,900	385,000						
97		297,900	346,000	385,300						
98		298,200	346,500	385,800						
99		298,600	346,900	386,200						
100		299,000	347,200	386,600						
101		299,200	347,500	386,900						
102		299,500	347,900							
103		299,900	348,300							
104		300,200	348,800							
105		300,400	349,300							
106		300,700	349,700							
107		301,100	350,100							
108		301,400	350,500							
109		301,600	351,000							
110		302,000	351,400							
111		302,400	351,700							
112		302,700	352,000							
113		302,800	352,500							
114		303,100								
115		303,400								
116		303,800								
117		304,000								
118		304,200								
119		304,500								
120		304,800								
121		305,200								
122		305,400								
123		305,700								
124		306,100								
125		306,400								
再任用職員	189,000	216,700	257,000	276,500	291,800	317,300	359,300	392,700	444,100	525,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,000	186,700	212,900	252,900	296,100	322,200	350,100	384,600	425,800
	2	172,700	188,400	214,900	254,700	297,900	324,400	352,300	386,800	427,600
	3	174,500	190,200	216,900	256,500	300,000	326,500	354,600	388,700	429,500
	4	176,200	192,000	218,900	258,300	302,300	328,500	356,800	390,800	431,400
	5	177,500	193,800	220,900	260,000	304,000	330,700	358,800	392,600	432,800
	6	179,400	196,200	222,700	261,800	306,200	332,600	360,900	394,600	434,600
	7	181,300	198,500	224,800	263,400	308,200	335,000	363,200	396,400	436,200
	8	183,200	200,800	226,700	265,100	310,300	337,200	365,400	398,200	437,700
	9	184,800	202,800	228,800	266,500	312,200	338,900	367,100	399,900	439,300
	10	186,500	205,400	230,600	268,100	314,400	341,200	369,300	401,900	441,000
	11	188,200	207,900	232,400	269,400	316,500	343,400	371,300	403,900	442,600
	12	189,900	210,500	234,200	270,700	318,500	345,700	373,500	406,100	444,200
	13	191,700	212,700	236,000	272,100	320,600	347,700	375,300	407,800	445,300
	14	193,800	214,500	238,000	273,500	322,700	349,900	377,500	409,900	446,900
	15	196,000	216,300	239,900	274,600	324,900	352,100	379,500	411,900	448,800
	16	198,100	218,100	241,800	275,900	327,100	354,200	381,600	414,000	450,600
	17	200,200	220,000	243,300	276,600	328,800	356,200	383,200	415,700	452,200
	18	202,600	221,700	245,100	278,000	331,100	358,200	385,200	417,400	454,000
	19	205,000	223,700	246,900	279,500	333,200	360,200	387,100	419,100	455,800
	20	207,400	225,500	248,700	280,700	335,600	362,300	389,100	420,800	457,500
	21	209,900	227,200	250,300	282,000	337,500	364,100	390,800	422,500	459,100
	22	211,700	229,000	251,800	283,200	339,500	366,100	393,000	424,100	460,800
	23	213,400	230,800	253,000	284,500	341,600	367,900	395,100	425,500	462,500
	24	215,200	232,600	254,300	286,000	343,600	370,000	397,100	427,000	464,300
	25	217,100	234,200	255,600	287,200	345,500	371,700	398,800	428,300	465,800
	26	218,800	235,900	256,800	289,000	347,600	373,700	400,800	429,700	467,200
	27	220,600	237,700	258,100	291,000	349,600	375,700	402,900	431,200	468,700
	28	222,300	239,400	259,300	293,000	351,600	377,800	405,000	432,800	470,000
	29	224,300	240,600	260,400	295,000	353,400	379,600	406,600	434,200	471,200
	30	226,100	242,400	261,500	296,800	355,500	381,700	408,400	435,900	471,900
	31	227,900	244,200	262,700	298,500	357,300	383,800	410,100	437,600	472,600
	32	229,700	246,000	263,800	300,300	359,400	385,800	411,800	439,200	473,300
	33	231,300	247,400	264,300	302,000	360,800	387,700	413,500	440,600	473,800
	34	233,000	248,900	265,600	303,700	362,900	389,800	415,000	442,300	474,600
	35	234,700	250,200	266,700	305,600	364,800	392,000	416,600	444,000	475,300
	36	236,400	251,700	267,600	307,300	366,900	393,900	418,100	445,600	475,900
	37	237,700	253,000	268,400	309,100	368,800	395,600	419,500	447,000	476,300
	38	239,500	254,300	269,600	310,700	370,900	397,100	421,000	447,700	476,900
	39	241,300	255,500	270,600	312,600	372,900	398,400	422,500	448,500	477,400
	40	243,100	256,700	271,600	314,300	374,900	399,800	424,000	449,200	477,900
	41	244,500	257,800	272,800	316,000	377,000	401,000	425,500	449,600	478,400
	42	245,900	259,000	274,100	317,800	379,100	402,100	426,800	450,200	478,800
	43	247,200	260,000	275,400	319,700	381,200	403,100	428,100	450,900	479,200
	44	248,400	261,100	276,600	321,700	383,200	404,100	429,300	451,500	479,600
	45	249,700	261,700	277,700	323,400	384,900	405,400	430,300	452,300	479,900
	46	250,800	262,800	279,100	325,300	386,600	406,600	431,000	453,000	
	47	251,900	263,900	280,400	327,200	388,200	407,700	431,800	453,500	
	48	252,800	265,000	281,800	329,000	389,900	408,900	432,600	454,000	

	49	253,600	265,800	283,600	330,400	391,400	410,200	433,100	454,500
	50	254,700	267,000	285,300	332,000	392,400	411,000	433,500	454,800
	51	255,800	268,000	286,800	333,400	393,400	411,800	434,000	455,100
	52	256,900	269,100	288,300	335,200	394,400	412,500	434,300	455,500
	53	257,400	270,300	289,800	336,700	395,700	413,000	434,600	455,900
	54	258,600	271,200	291,400	338,400	396,800	413,700	435,000	456,100
	55	259,500	272,600	293,100	340,000	397,900	414,400	435,300	456,400
	56	260,600	273,800	294,800	341,800	399,100	415,000	435,600	456,600
	57	261,500	274,800	296,200	342,700	400,400	415,700	435,900	457,000
	58	262,500	276,300	297,900	344,400	401,200	416,100	436,200	457,200
	59	263,300	277,500	299,700	346,000	402,000	416,700	436,500	457,400
	60	264,300	278,900	301,500	347,600	402,700	417,300	436,800	457,600
	61	265,500	280,500	302,900	349,300	403,200	417,700	437,100	458,000
	62	266,100	282,100	304,700	351,000	403,900	418,300	437,400	
	63	267,200	283,400	306,600	352,700	404,600	418,800	437,700	
	64	268,100	284,900	308,300	354,400	405,400	419,300	438,000	
	65	269,200	286,300	309,600	356,000	405,700	419,900	438,300	
	66	270,400	287,500	311,300	357,600	406,400	420,500	438,600	
	67	271,500	289,000	312,700	359,200	407,100	420,900	438,900	
	68	272,400	290,400	314,400	360,800	407,700	421,400	439,200	
	69	273,600	292,000	315,800	362,000	408,100	421,800	439,400	
	70	275,000	293,500	317,200	363,500	408,600	422,100	439,700	
	71	276,200	295,100	318,500	364,800	409,200	422,400	440,000	
	72	277,500	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700	440,300	
	73	278,800	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000	440,500	
	74	279,900	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300	440,800	
	75	281,300	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600	441,100	
	76	282,500	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900	441,400	
	77	283,600	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100	441,600	
	78	284,800	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400	441,900	
	79	286,000	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700	442,200	
	80	287,000	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000	442,500	
	81	288,100	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200	442,700	
	82	289,300	310,200	335,800	378,600	414,700	425,500	443,000	
	83	290,600	311,300	337,400	379,700	415,200	425,800	443,300	
	84	292,000	312,700	339,100	380,900	415,400	426,000	443,600	
	85	293,100	313,600	340,500	382,000	415,700	426,200	443,800	
	86	294,300	315,100	342,000	382,600	416,200	426,500		
	87	295,200	316,400	343,500	383,100	416,500	426,800		
	88	296,400	317,900	345,000	383,700	416,800	427,000		
	89	297,400	319,400	346,300	384,300	417,100	427,200		
	90	298,600	321,000	347,500	384,900	417,500	427,500		
	91	299,700	322,400	348,900	385,500	417,900	427,800		
	92	300,900	323,900	350,200	386,100	418,300	428,000		
	93	301,400	325,200	351,600	386,400	418,600	428,200		
	94	302,700	326,500	353,100	386,900	419,000			
	95	303,800	327,900	354,600	387,500	419,400			
	96	305,100	329,200	356,100	388,000	419,800			
	97	306,300	330,400	357,400	388,400	420,100			
	98	307,500	331,700	358,600	388,800	420,500			
	99	308,700	333,000	359,700	389,400	420,900			
	100	309,900	334,400	360,900	389,900	421,300			

再任職員以外の職員

101	311,100	335,800	362,000	390,300	421,600					
102	312,100	336,700	363,200	390,800						
103	313,200	337,800	364,300	391,500						
104	314,200	339,000	365,500	392,000						
105	315,000	340,100	366,700	392,300						
106	315,600	341,200	367,200	392,700						
107	316,200	342,200	367,800	393,200						
108	316,900	343,300	368,400	393,500						
109	317,400	344,500	369,000	393,800						
110	317,900	345,500	369,500	394,300						
111	318,400	346,500	370,000	394,800						
112	319,000	347,400	370,500	395,300						
113	319,800	348,300	370,900	395,600						
114	320,600	349,300	371,300	396,100						
115	321,300	350,300	371,900	396,600						
116	322,000	351,300	372,400	397,100						
117	322,600	352,300	372,800	397,400						
118	323,400	352,800	373,300	397,900						
119	324,100	353,400	373,900	398,400						
120	324,900	354,000	374,400	398,900						
121	325,500	354,300	374,500	399,300						
122	325,800	354,700	375,100	399,800						
123	326,300	355,200	375,600	400,200						
124	326,800	355,600	376,000	400,700						
125	327,100	356,000	376,500	401,100						
126		356,400	377,100	401,600						
127		356,900	377,600	402,000						
128		357,300	378,100	402,500						
129		357,700	378,400	402,900						
130		358,100	378,900							
131		358,500	379,400							
132		358,900	379,900							
133		359,100	380,200							
134		359,600	380,700							
135		360,000	381,100							
136		360,300	381,500							
137		360,600	381,800							
138		361,000	382,300							
139		361,500	382,800							
140		362,000	383,300							
141		362,300	383,600							
142		362,900								
143		363,400								
144		363,900								
145		364,200								
再任用職員	243,200	255,000	259,100	290,600	307,300	321,500	345,200	380,600	412,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,800	205,000	265,500	332,800	419,900
	2	162,300	206,700	268,000	335,000	421,700
	3	163,800	208,300	270,300	337,100	423,500
	4	165,300	210,100	272,600	339,200	425,200
	5	167,000	211,900	275,100	341,400	426,700
	6	168,900	213,500	277,500	343,600	428,200
	7	170,700	215,200	279,800	345,900	430,100
	8	172,500	216,800	282,000	348,200	432,000
	9	174,200	218,600	284,100	350,000	433,900
	10	176,300	220,500	286,400	352,100	435,700
	11	178,300	222,400	288,800	354,200	437,600
	12	180,300	224,400	290,800	356,300	439,400
	13	182,300	225,900	293,300	358,400	441,100
	14	184,500	227,900	295,300	360,400	443,000
	15	186,700	229,900	297,200	362,400	444,800
	16	188,900	231,900	299,200	364,500	446,700
	17	191,000	233,700	301,300	366,100	448,500
	18	193,600	236,400	303,800	368,000	450,300
	19	196,200	239,200	306,300	369,800	452,100
	20	198,700	241,900	309,000	371,800	453,900
	21	201,200	244,400	311,200	373,400	455,500
	22	202,900	247,200	313,600	375,300	457,200
	23	204,600	249,800	315,800	377,200	459,100
	24	206,300	252,600	318,400	379,100	460,800
	25	207,800	255,100	321,100	380,400	462,600
	26	209,200	257,500	323,400	382,200	464,200
	27	210,900	260,000	325,600	384,000	465,800
	28	212,500	262,300	327,700	385,900	467,300
	29	214,000	264,900	329,900	387,700	468,800
	30	215,700	267,400	331,900	389,600	470,100
	31	217,400	269,600	334,100	391,600	471,400
	32	219,100	271,800	336,400	393,600	472,700
	33	220,500	273,900	338,200	395,300	473,900
	34	222,300	276,100	340,300	397,000	474,600
	35	224,200	278,300	342,400	398,600	475,300
	36	226,000	280,300	344,400	400,400	476,000
	37	227,500	282,600	346,500	401,600	476,700
	38	229,300	284,500	348,600	403,100	
	39	231,100	286,400	350,900	404,500	
	40	232,900	288,400	353,000	406,000	
	41	234,600	290,100	354,900	407,700	
	42	236,300	292,300	357,000	409,100	
	43	238,000	294,700	358,900	410,400	
	44	239,600	297,200	361,000	411,900	

	45	241,000	299,200	362,900	413,500
	46	242,400	301,700	364,900	414,800
	47	243,600	303,900	366,800	416,300
	48	244,800	306,500	368,800	417,900
	49	246,200	308,800	370,400	419,700
	50	247,700	311,200	372,200	421,100
	51	248,900	313,500	374,100	422,700
	52	250,400	315,800	376,100	424,200
	53	251,600	318,000	378,000	425,900
	54	252,800	320,200	379,800	427,400
	55	254,200	322,400	381,600	429,000
	56	255,200	324,600	383,300	430,600
	57	256,500	326,500	384,800	432,100
	58	257,500	328,600	386,400	433,700
	59	258,600	330,700	388,100	434,900
	60	259,800	332,700	389,800	436,100
	61	261,100	334,900	391,100	437,300
	62	262,100	337,000	392,500	438,600
	63	263,500	339,200	393,900	439,900
	64	264,700	341,400	395,200	441,100
	65	266,000	343,100	396,600	442,300
	66	267,400	345,300	397,800	443,500
	67	268,800	347,300	399,200	444,700
	68	270,400	349,600	400,600	445,900
	69	271,800	351,400	401,900	447,100
	70	273,100	353,300	403,200	448,400
	71	274,400	355,300	404,600	449,600
	72	275,800	357,300	406,000	450,800
	73	276,900	358,900	407,300	451,900
	74	278,400	360,800	408,700	452,500
	75	279,800	362,600	410,100	453,000
再任職員以外の職員	76	281,000	364,600	411,400	453,500
	77	282,200	366,400	412,600	454,000
	78	283,400	368,100	413,800	454,600
	79	284,600	369,800	415,100	455,100
	80	285,800	371,400	416,500	455,600
	81	286,900	372,900	417,800	456,100
	82	288,100	374,400	419,000	456,700
	83	289,300	375,900	420,100	457,200
	84	290,500	377,400	421,300	457,700
	85	291,500	378,500	422,500	458,200
	86	292,700	379,900	423,700	
	87	293,700	381,300	424,900	
	88	294,900	382,600	425,900	
	89	296,000	383,900	427,000	
	90	297,100	385,200	428,000	
	91	298,300	386,400	429,000	
	92	299,500	387,700	430,000	

93	300,000	389,000	430,900
94	301,000	390,100	431,700
95	302,100	391,500	432,500
96	303,300	392,700	433,300
97	304,300	394,100	434,200
98	305,400	395,100	434,600
99	306,500	396,200	435,000
100	307,600	397,200	435,400
101	308,500	398,100	435,800
102	309,600	399,100	436,100
103	310,700	400,200	436,400
104	311,700	401,300	436,700
105	312,300	402,000	437,000
106	313,200	402,900	437,300
107	314,000	403,800	437,600
108	314,800	404,700	437,800
109	315,700	405,600	438,000
110	316,100	406,500	
111	316,500	407,300	
112	317,000	408,100	
113	317,600	408,700	
114	318,000	409,400	
115	318,500	410,100	
116	319,000	410,800	
117	319,600	411,400	
118	320,200	411,900	
119	320,600	412,300	
120	321,100	412,700	
121	321,600	413,100	
122	322,000	413,400	
123	322,500	413,700	
124	323,000	413,900	
125	323,600	414,100	
126	323,900	414,400	
127	324,200	414,700	
128	324,500	414,900	
129	324,700	415,100	
130	325,000	415,400	
131	325,300	415,700	
132	325,600	415,900	
133	325,800	416,100	
134	326,000	416,400	
135	326,200	416,700	
136	326,500	416,900	
137	326,800	417,100	
138	327,000	417,400	
139	327,300	417,700	
140	327,600	417,900	

	141	327,800	418,100			
	142	328,000	418,400			
	143	328,300	418,700			
	144	328,500	418,900			
	145	328,800	419,100			
	146	329,000	419,400			
	147	329,300	419,700			
	148	329,600	419,900			
	149	329,800	420,100			
	150	330,000				
	151	330,300				
	152	330,600				
	153	330,800				
再任用職員		235,700	276,200	305,100	333,400	418,100

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,800	176,700	265,500	294,500	409,600
	2	162,300	178,800	268,000	297,100	411,100
	3	163,800	181,000	270,300	300,000	412,600
	4	165,300	183,200	272,600	302,500	414,100
	5	167,000	185,200	275,100	305,000	415,500
	6	168,900	187,400	277,500	307,200	416,900
	7	170,700	189,600	279,800	309,600	418,400
	8	172,500	191,800	282,000	312,000	420,100
	9	174,200	193,900	284,100	314,400	421,500
	10	176,300	196,800	286,400	316,800	422,900
	11	178,300	199,500	288,800	319,500	424,300
	12	180,300	202,200	290,800	322,500	425,600
	13	182,300	205,000	293,300	324,900	426,900
	14	184,500	206,700	295,300	326,800	428,300
	15	186,700	208,300	297,200	328,700	429,700
	16	188,900	210,100	299,200	330,800	431,100
	17	191,000	211,900	301,300	332,800	432,300
	18	193,600	213,500	303,800	335,000	433,700
	19	196,200	215,200	306,300	337,100	434,900
	20	198,700	216,800	309,000	339,200	436,200
	21	201,200	218,600	311,200	341,400	437,300
	22	202,900	220,500	313,600	343,600	438,500
	23	204,600	222,400	315,800	345,900	439,800
	24	206,300	224,400	318,400	348,200	441,100
	25	207,800	225,900	321,100	350,000	442,400
	26	209,100	227,900	323,400	351,800	443,600
	27	210,800	229,900	325,600	353,700	444,600
	28	212,400	231,900	327,700	355,600	445,700
	29	213,900	233,700	329,900	357,400	446,900
	30	215,600	236,400	331,900	359,200	447,700
	31	217,300	239,200	334,100	360,900	448,600
	32	219,000	241,900	336,400	362,800	449,500
	33	220,400	244,400	338,200	364,200	450,400
	34	222,200	247,200	340,300	365,900	450,900
	35	224,000	249,800	342,400	367,400	451,400
	36	225,700	252,600	344,400	369,200	451,900
	37	227,100	255,100	346,400	371,100	452,400
	38	228,800	257,500	348,300	372,600	452,900
	39	230,500	260,000	350,400	373,900	453,400
	40	232,200	262,300	352,300	375,500	453,900
	41	233,800	264,900	353,800	376,600	454,400
	42	235,500	267,400	355,600	378,100	
	43	237,200	269,600	357,200	379,500	
	44	238,800	271,800	358,900	381,000	

	45	240,500	273,900	360,700	382,400
	46	242,000	276,100	362,400	384,000
	47	243,300	278,300	363,800	385,600
	48	244,700	280,300	365,400	387,100
	49	245,900	282,600	366,600	388,500
	50	247,300	284,500	368,100	390,000
	51	248,600	286,400	369,700	391,600
	52	249,800	288,400	371,300	393,000
	53	251,000	290,100	372,700	394,200
	54	252,400	292,300	374,200	395,500
	55	253,600	294,700	375,700	396,600
	56	254,600	297,200	377,300	397,700
	57	255,800	299,200	378,800	399,100
	58	257,000	301,700	380,200	400,300
	59	258,100	303,900	381,600	401,500
	60	259,300	306,500	382,900	402,800
	61	260,700	308,800	383,800	404,000
	62	261,600	311,200	385,000	405,000
	63	262,800	313,500	386,200	406,500
	64	263,700	315,800	387,300	407,800
	65	264,800	318,000	388,200	409,000
	66	266,200	320,200	389,400	410,100
	67	267,200	322,400	390,400	411,300
	68	268,500	324,600	391,600	412,400
	69	270,100	326,500	392,800	413,400
	70	271,600	328,600	393,800	414,600
	71	272,900	330,700	394,900	415,800
	72	274,300	332,700	396,100	417,000
	73	275,300	334,900	397,100	417,600
	74	276,500	337,000	398,200	418,400
	75	277,900	339,200	399,300	419,100
	76	279,100	341,400	400,400	419,700
	77	280,300	343,100	401,300	420,000
	78	281,400	345,000	402,200	420,400
	79	282,600	346,700	403,200	420,800
	80	283,800	348,500	404,200	421,200
	81	285,000	350,400	405,000	421,500
	82	285,900	352,200	405,900	421,900
	83	287,100	353,600	406,600	422,300
	84	288,300	355,400	407,400	422,600
	85	289,200	356,600	408,100	422,900
	86	290,100	358,200	408,900	423,300
	87	290,800	359,700	409,600	423,700
	88	291,900	361,200	410,300	424,000
	89	292,900	362,500	410,900	424,300
	90	293,800	363,900	411,600	424,600
	91	294,700	365,300	412,100	424,900
	92	295,500	366,700	412,800	425,100

再任
用職
員以
外の
職員

93	295,800	368,200	413,200	425,300
94	296,500	369,500	413,600	425,600
95	297,200	370,800	413,900	425,900
96	298,000	372,000	414,200	426,100
97	298,800	373,000	414,500	426,300
98	299,600	374,000	414,800	426,600
99	300,400	375,000	415,100	426,900
100	301,100	376,000	415,300	427,100
101	302,000	377,000	415,500	427,300
102	302,500	378,000	415,800	
103	303,000	379,000	416,100	
104	303,500	380,000	416,300	
105	303,700	380,800	416,500	
106	304,100	381,700	416,800	
107	304,400	382,600	417,100	
108	304,600	383,600	417,300	
109	304,800	384,400	417,500	
110	305,000	385,400	417,800	
111	305,300	386,400	418,100	
112	305,600	387,400	418,300	
113	305,900	388,000	418,500	
114	306,100	388,900	418,800	
115	306,300	389,800	419,100	
116	306,600	390,700	419,300	
117	306,900	391,600	419,600	
118	307,200	392,300		
119	307,500	393,100		
120	307,800	393,900		
121	307,900	394,500		
122	308,100	395,300		
123	308,400	396,000		
124	308,700	396,700		
125	308,900	397,300		
126		398,000		
127		398,500		
128		399,100		
129		399,800		
130		400,400		
131		400,900		
132		401,400		
133		401,700		
134		402,000		
135		402,300		
136		402,600		
137		402,900		
138		403,200		
139		403,500		
140		403,800		

	141		404,100			
	142		404,400			
	143		404,700			
	144		405,000			
	145		405,300			
	146		405,600			
	147		405,900			
	148		406,100			
	149		406,300			
	150		406,600			
	151		406,900			
	152		407,100			
	153		407,300			
	154		407,600			
	155		407,900			
	156		408,100			
	157		408,300			
	158		408,600			
	159		408,900			
	160		409,100			
	161		409,300			
再任用職員		226,800	273,000	300,200	326,700	408,100

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	196,700	283,400	334,200	391,600
	2	148,200	199,300	285,800	336,500	394,500
	3	149,400	201,700	288,200	338,500	397,100
	4	150,500	204,100	290,600	340,400	399,900
	5	151,600	206,600	292,900	342,200	402,000
	6	153,000	209,000	295,000	344,200	404,700
	7	154,300	211,300	297,000	346,300	407,500
	8	155,600	213,500	299,000	348,300	410,200
	9	156,600	215,600	301,100	350,100	412,700
	10	158,300	217,900	303,600	352,100	415,300
	11	159,900	220,400	306,200	354,200	418,000
	12	161,500	222,700	309,100	356,100	420,900
	13	162,900	224,800	311,200	358,100	423,500
	14	164,800	227,200	313,600	360,000	426,200
	15	166,800	229,600	316,000	361,800	429,000
	16	168,800	232,000	318,700	363,800	431,700
	17	170,500	234,200	321,400	365,500	434,300
	18	172,700	237,100	323,600	367,400	436,900
	19	174,900	240,000	325,600	369,100	439,400
	20	177,000	242,900	327,600	371,100	442,000
	21	179,000	245,400	329,800	372,600	444,500
	22	181,500	248,100	331,600	374,600	447,100
	23	183,800	250,600	333,600	376,300	449,800
	24	186,100	253,400	335,700	378,300	452,300
	25	188,200	256,100	337,600	379,700	454,500
	26	190,400	258,500	339,500	381,400	456,800
	27	192,500	260,800	341,300	383,300	459,300
	28	194,700	263,000	343,100	385,200	461,800
	29	196,800	265,700	345,000	386,900	464,400
	30	198,400	267,900	346,700	388,800	466,900
	31	200,200	269,800	348,200	390,700	469,400
	32	201,900	271,800	350,000	392,700	471,900
	33	203,700	273,500	351,200	394,300	474,200
	34	205,600	275,500	352,600	396,100	476,700
	35	207,500	277,600	353,900	397,700	479,100
	36	209,500	279,500	355,400	399,500	481,600
	37	211,000	281,400	356,600	400,700	484,000
	38	212,900	282,700	358,000	402,200	486,500
	39	214,800	283,900	359,200	403,600	488,900
	40	216,700	285,400	360,600	405,000	491,500
	41	218,500	286,800	361,300	406,500	493,800
	42	220,400	287,700	362,400	407,800	496,000
	43	222,300	288,700	363,700	409,300	498,200
	44	224,300	289,700	364,800	410,900	500,400

再任職員以外の職員	45	226,000	290,400	365,900	412,300	502,100
	46	227,900	291,500	367,100	413,500	503,600
	47	229,700	292,600	368,400	415,100	505,300
	48	231,500	293,700	369,500	416,700	506,800
	49	233,200	295,000	370,600	418,000	508,500
	50	235,000	296,100	371,900	419,500	509,900
	51	236,700	297,100	373,200	421,000	511,300
	52	238,500	298,200	374,500	422,400	512,800
	53	239,900	299,400	375,200	423,800	513,900
	54	241,700	300,400	376,200	425,200	515,100
	55	243,300	301,700	377,200	426,600	516,300
	56	244,900	302,800	378,200	428,000	517,500
	57	246,100	303,600	379,000	429,100	518,400
	58	247,300	304,700	379,800	430,400	519,500
	59	248,300	305,900	380,500	431,800	520,500
	60	249,200	307,100	381,200	433,100	521,500
	61	250,200	308,000	381,800	434,000	522,600
	62	251,400	309,100	382,500	434,900	523,500
	63	252,300	310,200	383,400	435,900	524,200
	64	253,400	311,300	384,300	436,800	524,900
	65	254,600	312,100	384,900	437,700	525,700
	66	255,500	313,200	385,700	438,500	526,500
	67	256,600	314,100	386,500	439,100	527,300
	68	257,500	315,100	387,300	439,900	528,100
	69	258,400	316,100	387,900	440,300	528,800
	70	259,700	317,100	388,600	440,900	529,600
	71	261,000	318,200	389,300	441,400	530,400
	72	262,200	319,300	390,000	441,900	531,200
	73	263,600	319,800	390,700	442,400	531,900
	74	265,100	320,900	391,400		
	75	266,200	322,000	392,000		
	76	267,200	323,100	392,700		
	77	268,300	324,200	393,400		
	78	269,500	325,200	394,000		
	79	270,800	326,100	394,600		
	80	271,900	327,000	395,200		
	81	273,100	328,100	395,800		
	82	274,400	328,900	396,400		
	83	275,700	329,600	397,000		
	84	276,900	330,400	397,600		
	85	278,100	330,900	398,100		
	86	279,200	331,400	398,600		
	87	280,500	331,900	399,100		
	88	281,700	332,400	399,800		
	89	282,500	332,700	400,200		
	90	283,700	333,200	400,700		
	91	284,700	333,700	401,200		
	92	285,900	334,300	401,900		

	93	286,800	334,600	402,300		
	94	287,800	335,000	402,800		
	95	288,800	335,500	403,300		
	96	289,800	336,000	404,000		
	97	290,100	336,500	404,400		
	98	291,000	337,000			
	99	291,800	337,500			
	100	292,700	338,000			
	101	293,600	338,500			
	102	294,300	339,000			
	103	295,000	339,500			
	104	295,700	340,000			
	105	296,400	340,500			
	106	296,900	340,900			
	107	297,400	341,400			
	108	297,900	341,800			
	109	298,100	342,300			
	110	298,500	342,700			
	111	298,800	343,200			
	112	299,100	343,600			
	113	299,400	344,100			
	114	299,700	344,500			
	115	300,000	345,000			
	116	300,300	345,400			
	117	300,600	345,900			
	118	301,000	346,300			
	119	301,300	346,700			
	120	301,700	347,100			
	121	302,000	347,500			
再任用職員		219,000	260,500	285,500	328,200	387,100

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	251,100	336,900	401,200	475,000
	2	253,700	339,900	404,100	477,400
	3	256,200	342,800	406,700	479,600
	4	258,700	345,700	409,500	481,900
	5	260,900	348,400	412,100	484,100
	6	264,700	351,700	414,700	486,300
	7	268,600	354,800	417,500	488,500
	8	272,400	357,800	420,300	490,800
	9	276,000	360,600	422,500	492,800
	10	280,100	363,300	425,200	494,900
	11	284,100	366,500	427,800	497,000
	12	288,100	369,700	430,500	499,100
	13	291,900	372,600	432,900	501,200
	14	296,000	376,200	435,500	503,300
	15	299,900	379,200	437,900	505,500
	16	303,800	382,800	440,400	507,600
	17	307,500	386,400	442,400	509,700
	18	311,200	389,100	444,800	511,700
	19	314,700	391,700	447,100	513,700
	20	318,200	394,300	449,600	515,700
	21	321,800	397,100	451,100	517,500
	22	325,600	399,600	453,500	519,400
	23	329,100	402,200	455,800	521,300
	24	332,500	404,600	458,100	523,200
	25	335,900	406,700	460,100	524,900
	26	338,700	409,000	462,500	526,700
	27	341,300	411,200	464,700	528,500
	28	343,900	413,500	467,000	530,300
	29	346,700	415,800	469,100	531,900
	30	348,600	417,900	471,400	533,800
	31	350,900	420,000	473,700	535,600
	32	353,200	422,100	475,900	537,400
	33	355,400	424,000	478,000	539,000
	34	357,800	425,800	480,100	540,800
	35	359,900	427,600	482,200	542,500
	36	362,100	429,600	484,300	544,300
	37	364,400	431,500	486,400	545,900
	38	366,800	433,500	488,200	547,600
	39	369,000	435,500	490,000	549,000
	40	371,000	437,500	491,900	550,600

再任 用職 員以 外の 職員	41	373,300	439,300	493,600	552,100
	42	374,700	441,100	495,400	553,500
	43	376,200	442,800	497,200	554,900
	44	377,700	444,600	499,000	556,200
	45	378,900	446,400	500,600	557,400
	46	380,300	448,300	502,300	558,400
	47	381,800	450,100	504,100	559,400
	48	383,300	451,800	506,000	560,400
	49	384,400	453,600	507,600	561,400
	50	385,400	455,300	508,900	562,400
	51	386,400	457,100	510,200	563,300
	52	387,200	458,900	511,500	564,200
	53	388,100	460,800	512,500	565,000
	54	389,000	462,000	513,800	565,900
	55	389,700	463,300	515,100	566,800
	56	390,600	464,500	516,400	567,700
	57	391,400	465,700	517,400	568,600
	58	392,300	466,700	518,200	569,500
	59	393,100	467,700	519,100	570,400
	60	393,900	468,700	519,900	571,100
	61	394,400	469,500	520,800	572,000
	62	394,900	470,200	521,600	572,900
	63	395,300	470,900	522,500	573,800
	64	395,800	471,600	523,300	574,700
	65	396,100	472,300	524,200	575,600
	66		473,000	525,100	
	67		473,700	525,800	
	68		474,300	526,700	
	69		474,600	527,600	
	70		475,300	528,400	
	71		476,000	529,300	
	72		476,800	530,200	
	73		477,200	531,000	
74		477,800	531,900		
75		478,500	532,800		
76		479,200	533,600		
77		479,600	534,400		
78		480,200	535,300		
79		480,800	536,200		
80		481,300	537,100		
81		481,900	537,900		
82		482,400	538,800		
83		482,900	539,700		
84		483,400	540,600		
85		483,800	541,400		
86		484,400	542,300		
87		484,800	543,200		
88		485,300	544,100		

	89		485,800	544,900	
	90		486,400		
	91		487,000		
	92		487,400		
	93		487,900		
	94		488,500		
	95		489,100		
	96		489,700		
	97		490,200		
再任用職員		298,300	341,000	395,800	469,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,800	189,400	224,900	251,000	282,600	321,500	365,500
	2	153,300	191,000	226,500	252,200	284,500	323,700	368,100
	3	154,700	192,600	228,100	253,400	286,600	326,000	370,500
	4	156,100	194,200	229,700	254,800	288,600	328,200	373,100
	5	157,300	195,800	231,100	256,000	290,700	330,400	375,000
	6	159,100	197,300	232,700	257,200	292,900	332,400	377,600
	7	160,800	198,900	234,200	258,400	294,800	334,700	379,900
	8	162,400	200,400	235,800	259,500	296,800	336,900	382,400
	9	164,000	202,000	237,000	260,800	298,800	338,800	384,800
	10	165,700	203,700	238,500	261,600	300,900	341,000	387,500
	11	167,400	205,300	239,900	262,600	303,000	343,000	390,100
	12	169,200	207,000	241,100	263,600	305,200	345,200	392,900
	13	170,700	208,500	242,700	265,000	307,300	347,000	395,300
	14	172,600	210,100	244,100	266,100	309,200	349,100	397,600
	15	174,600	211,700	245,300	267,700	311,300	351,100	399,800
	16	176,500	213,300	246,700	269,100	313,300	353,100	402,200
	17	178,400	214,700	247,500	270,600	315,300	354,800	404,000
	18	180,100	216,300	248,700	272,300	317,300	356,800	406,100
	19	182,000	218,000	249,900	274,000	319,400	358,600	408,000
	20	183,900	219,700	251,000	275,700	321,600	360,500	409,800
	21	185,700	221,000	252,400	277,500	323,400	362,400	411,700
	22	187,200	222,600	253,300	279,300	325,400	364,400	413,500
	23	188,700	224,000	254,300	281,000	327,200	366,400	415,300
	24	190,200	225,500	255,400	282,600	329,200	368,300	417,200
	25	191,800	226,900	256,600	284,400	330,900	370,300	419,000
	26	193,100	228,300	257,900	286,200	332,800	372,200	420,600
	27	194,700	229,600	259,300	288,100	334,900	374,200	422,100
	28	196,100	230,900	260,800	289,900	336,900	376,200	423,700
	29	197,600	232,200	262,200	291,600	338,200	377,800	425,300
	30	198,800	233,600	263,800	293,500	340,000	379,600	426,600
	31	200,100	235,100	265,400	295,300	341,700	381,400	427,900
	32	201,400	236,400	266,900	297,200	343,500	383,000	429,100
	33	202,800	237,500	268,300	298,900	345,200	384,800	430,300
	34	204,200	238,800	270,000	300,600	347,000	386,200	431,600
	35	205,500	239,800	271,600	302,400	349,000	387,700	432,900
	36	206,900	241,100	273,200	304,200	350,800	389,300	434,200
	37	208,000	242,700	274,700	305,500	352,600	390,700	435,400
	38	209,400	243,700	276,300	307,300	354,300	392,000	436,200
	39	210,700	244,800	278,100	308,800	355,900	393,200	437,000
	40	212,000	246,100	279,700	310,400	357,600	394,300	437,800
	41	213,100	247,400	281,200	312,100	358,800	395,400	438,400
	42	214,300	248,300	282,800	313,800	359,900	396,600	439,100
	43	215,500	249,500	284,500	315,400	361,100	397,800	439,800
	44	216,700	250,700	286,200	317,100	362,300	398,900	440,500

再任 用職 員以 外の 職員	45	217,900	251,800	287,700	318,000	363,600	399,600	441,300
	46	219,000	253,100	289,400	319,400	364,400	400,300	442,100
	47	220,000	254,400	291,100	321,000	365,600	401,000	442,500
	48	221,100	255,600	292,800	322,600	366,700	401,700	443,200
	49	222,100	257,200	294,000	324,000	367,700	402,300	443,700
	50	223,200	258,600	295,600	325,300	368,700	402,900	444,100
	51	224,100	259,900	296,900	326,500	369,700	403,400	444,500
	52	225,100	261,100	298,500	327,800	370,700	403,800	444,900
	53	225,400	262,200	299,800	328,900	371,500	404,200	445,300
	54	226,200	263,600	301,300	329,900	372,300	404,500	445,700
	55	226,900	265,000	302,700	331,000	373,200	404,800	446,100
	56	227,700	266,300	304,200	332,000	374,100	405,100	446,400
	57	228,400	267,100	305,200	332,500	374,600	405,500	446,700
	58	229,300	268,400	306,500	333,400	375,400	405,800	447,100
	59	230,000	269,700	307,700	334,300	376,200	406,100	447,400
	60	230,700	271,000	309,100	335,200	377,100	406,400	447,700
	61	231,600	271,900	310,400	336,000	377,500	406,700	448,100
	62	232,300	273,100	311,600	336,300	378,200	407,000	
	63	233,200	274,400	312,900	336,900	378,900	407,300	
	64	234,200	275,700	314,100	337,600	379,600	407,600	
	65	234,800	276,500	315,500	338,200	380,000	407,900	
	66	235,500	277,700	316,300	338,900	380,600	408,200	
	67	236,200	278,600	317,100	339,600	381,300	408,500	
	68	236,900	279,700	317,900	340,300	381,900	408,800	
	69	237,600	280,700	318,500	341,000	382,300	409,000	
	70	238,200	281,700	319,200	341,500	382,800	409,300	
	71	238,800	282,800	319,900	342,100	383,300	409,600	
	72	239,300	283,900	320,600	342,700	383,800	409,900	
	73	240,000	284,500	321,300	343,000	384,400	410,100	
	74	240,800	285,200	321,500	343,600	384,900	410,400	
	75	241,600	285,700	322,100	344,100	385,500	410,700	
	76	242,300	286,500	322,700	344,700	386,100	410,900	
77	242,700	287,300	323,300	345,200	386,600	411,100		
78	243,300	287,900	323,800	345,700	387,100	411,400		
79	243,900	288,500	324,300	346,200	387,600	411,700		
80	244,500	289,100	324,800	346,600	388,100	411,900		
81	244,800	289,800	325,400	346,900	388,400	412,100		
82	245,200	290,300	325,900	347,200	388,900	412,400		
83	245,600	290,700	326,300	347,600	389,300	412,700		
84	245,900	291,100	326,800	347,900	389,700	412,900		
85	246,200	291,300	327,300	348,500	390,100	413,100		
86		291,500	327,700	348,800	390,600			
87		291,800	327,900	349,100	391,000			
88		292,000	328,300	349,400	391,400			
89		292,400	328,700	349,800	391,800			
90		292,600	329,100	350,100	392,300			
91		292,800	329,500	350,500	392,700			
92		293,000	329,900	350,800	393,100			

	93		293,400	330,200	351,200	393,500		
	94		293,600	330,400	351,500			
	95		293,800	330,800	351,800			
	96		294,100	331,100	352,100			
	97		294,500	331,300	352,400			
	98		294,800	331,600	352,800			
	99		295,000	331,900	353,200			
	100		295,300	332,200	353,600			
	101		295,600	332,400	354,100			
	102		295,800	332,700	354,500			
	103		296,000	333,100	354,900			
	104		296,300	333,300	355,300			
	105		296,600	333,400	355,800			
	106			333,700				
	107			334,100				
	108			334,400				
	109			334,600				
	110			335,000				
	111			335,400				
	112			335,800				
	113			336,000				
再任用職員		190,000	216,800	245,200	258,700	284,100	317,300	359,300

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,200	193,500	241,700	264,200	288,800	332,400
	2	167,700	195,700	243,500	265,300	290,600	334,600
	3	169,200	197,800	245,300	266,200	292,200	336,600
	4	170,600	199,800	247,100	267,300	294,000	338,800
	5	172,100	201,900	248,500	267,800	295,700	340,800
	6	173,600	204,200	249,800	268,800	297,500	342,900
	7	175,000	206,500	250,900	269,600	299,200	345,000
	8	176,500	208,800	252,300	270,500	300,900	347,100
	9	177,800	211,100	253,300	271,600	302,800	348,700
	10	179,500	212,500	254,300	272,300	304,500	350,700
	11	181,100	213,900	255,200	273,400	306,400	352,600
	12	182,700	215,100	256,100	274,600	308,300	354,600
	13	184,000	216,500	257,300	275,900	309,800	356,500
	14	186,000	217,900	258,400	277,000	311,400	358,600
	15	188,000	219,400	259,200	278,200	313,200	360,700
	16	190,000	220,600	260,200	279,700	315,000	362,800
	17	192,100	222,000	260,700	281,000	316,700	364,800
	18	194,200	223,500	261,600	282,300	318,300	366,800
	19	196,400	225,000	262,600	283,300	320,000	368,900
	20	198,500	226,500	263,400	284,500	321,800	371,000
	21	200,500	227,700	264,300	286,100	323,200	372,700
	22	202,700	229,400	265,200	287,700	324,700	374,800
	23	204,900	231,100	266,100	289,000	326,200	377,000
	24	207,100	232,800	267,100	290,400	327,700	379,000
	25	209,000	234,100	268,300	291,700	329,100	381,000
	26	210,400	235,800	269,200	293,300	330,500	382,600
	27	211,600	237,600	270,400	295,100	332,000	384,500
	28	212,900	239,300	271,600	296,800	333,600	386,400
	29	214,100	240,900	272,800	298,100	334,800	388,200
	30	215,200	242,300	274,300	299,700	336,300	389,900
	31	216,500	243,600	275,800	301,300	337,700	391,900
	32	217,700	244,700	277,100	303,000	339,200	393,700
	33	219,000	245,900	278,700	304,400	340,800	395,400
	34	220,300	247,000	280,100	305,900	342,300	397,100
	35	221,600	247,900	281,300	307,600	343,900	398,900
	36	222,900	249,000	282,500	309,200	345,400	400,600
	37	224,100	249,900	284,100	310,500	347,100	402,200
	38	225,500	251,100	285,300	311,900	348,800	403,900
	39	226,800	251,900	286,800	313,300	350,300	405,800
	40	228,200	253,000	288,200	314,900	351,900	407,600
	41	229,100	253,400	289,500	316,400	353,100	409,100
	42	230,500	254,300	291,000	317,800	354,600	410,600
	43	231,900	255,200	292,600	319,200	356,100	412,100
	44	233,300	255,900	294,200	320,800	357,500	413,400

	45	234,500	256,700	295,500	321,600	359,100	414,500
	46	235,900	257,700	296,900	323,000	360,100	415,600
	47	237,300	258,600	298,400	324,400	361,600	416,700
	48	238,600	259,600	299,900	325,900	363,000	417,900
	49	239,600	260,600	301,000	327,000	364,400	419,200
	50	240,700	261,600	302,300	328,400	365,800	420,400
	51	241,700	262,800	303,500	329,700	367,100	421,600
	52	242,800	264,000	304,900	331,000	368,500	422,700
	53	243,700	265,200	306,400	332,400	370,000	423,900
	54	244,800	266,500	307,700	333,800	371,200	424,900
	55	245,700	267,800	309,100	335,300	372,300	426,000
	56	246,700	269,100	310,500	336,600	373,500	427,100
	57	247,400	270,600	311,300	337,500	374,600	428,200
	58	248,400	272,100	312,500	338,800	375,500	428,700
	59	249,100	273,600	313,700	340,000	376,500	429,300
	60	249,900	275,000	315,100	341,300	377,600	429,700
	61	250,700	276,400	316,200	342,400	378,200	430,300
	62	251,700	277,700	317,500	343,300	379,000	430,800
	63	252,500	279,200	318,800	344,500	379,800	431,200
	64	253,500	280,500	320,100	345,800	380,600	431,700
	65	254,400	281,900	321,400	346,900	381,300	432,300
	66	255,300	283,400	322,700	348,100	382,000	432,700
	67	256,400	284,900	324,000	349,400	382,800	433,000
	68	257,200	286,400	325,300	350,500	383,500	433,300
	69	258,000	287,500	326,000	351,500	384,100	433,800
	70	259,100	289,000	327,100	352,500	384,700	
	71	260,000	290,500	328,200	353,600	385,400	
	72	261,000	292,000	329,100	354,700	386,000	
	73	262,400	293,000	330,400	355,500	386,700	
	74	263,700	294,400	331,100	356,600	387,200	
	75	264,800	295,600	332,200	357,700	387,800	
	76	265,900	296,900	333,400	358,800	388,300	
	77	266,900	298,300	334,600	359,500	388,700	
	78	267,900	299,600	335,800	360,300	389,300	
	79	269,200	300,800	336,900	361,100	389,800	
	80	270,400	302,100	338,100	361,800	390,100	
	81	271,300	302,600	339,200	362,400	390,400	
	82	272,300	303,800	340,300	363,000	390,900	
	83	273,400	304,900	341,300	363,600	391,400	
	84	274,500	306,200	342,400	364,100	391,700	
	85	275,300	307,300	343,300	364,700	392,000	
	86	276,200	308,500	344,300	365,200	392,500	
	87	277,300	309,700	345,200	365,800	393,000	
	88	278,500	310,800	346,200	366,300	393,400	
	89	279,300	312,100	347,200	366,700	393,700	
	90	280,200	313,300	348,000	367,100	394,100	
	91	281,000	314,500	348,900	367,700	394,600	
	92	282,000	315,700	349,700	368,200	395,000	

再任
用職
員以
外の
職員

93	282,900	316,500	350,300	368,500	395,400
94	283,900	317,200	350,900	369,000	395,800
95	284,800	317,900	351,600	369,400	396,300
96	285,800	318,500	352,200	369,700	396,700
97	286,400	319,200	352,600	370,300	397,100
98	287,200	319,500	353,000	370,800	397,500
99	287,800	320,200	353,500	371,300	398,000
100	288,700	320,900	353,900	371,800	398,400
101	289,500	321,300	354,400	372,400	398,800
102	290,300	321,900	354,800	372,900	
103	291,100	322,500	355,300	373,400	
104	292,000	323,100	355,700	373,800	
105	292,700	323,500	356,000	374,400	
106	293,200	324,000	356,500	374,900	
107	293,700	324,500	356,900	375,400	
108	294,200	325,000	357,200	375,900	
109	294,400	325,400	357,700	376,500	
110	294,700	325,800	358,200	377,000	
111	294,900	326,100	358,700	377,500	
112	295,300	326,400	359,200	378,000	
113	295,600	326,800	359,700	378,600	
114	295,800	327,200	360,200		
115	296,200	327,600	360,700		
116	296,500	327,900	361,100		
117	296,800	328,100	361,500		
118	297,100	328,400	361,900		
119	297,400	328,800	362,400		
120	297,800	329,000	363,000		
121	298,100	329,200	363,400		
122	298,500	329,500	363,900		
123	298,800	329,800	364,400		
124	299,200	330,100	364,900		
125	299,400	330,300	365,200		
126	299,600	330,600			
127	299,900	331,000			
128	300,300	331,200			
129	300,500	331,300			
130	300,800	331,600			
131	301,200	332,000			
132	301,600	332,200			
133	301,800	332,500			
134	302,100	332,900			
135	302,500	333,300			
136	302,800	333,700			
137	303,000	334,000			
138	303,300	334,500			
139	303,700	334,900			
140	304,000	335,300			

141	304,200	335,600				
142	304,600	336,000				
143	305,000	336,300				
144	305,300	336,700				
145	305,400	337,000				
146	305,700	337,400				
147	306,100	337,800				
148	306,500	338,200				
149	306,700	338,500				
150	306,900	338,900				
151	307,200	339,300				
152	307,500	339,700				
153	307,900	340,000				
154	308,100					
155	308,300					
156	308,600					
157	308,900					
158	309,200					
159	309,500					
160	309,800					
161	310,200					
162	310,500					
163	310,800					
164	311,100					
165	311,500					
166	311,800					
167	312,100					
168	312,400					
169	312,800					
再任用職員	236,800	257,200	264,500	274,700	291,100	328,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第4条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	377,500
2	425,000
3	475,300
4	536,800
5	612,300
6	715,000
7	835,900

別記第3

第5条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	399,700
2	459,200
3	519,700
4	600,200
5	697,900
6	796,600

第5条第2項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	333,200
2	369,500
3	396,800

参 考 资 料

目 次

第1部 職員給与関係資料

平成31年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

平成31年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	50
第18表 民間における家族手当の支給状況	50
第19表 民間における扶養家族の構成別支給状況	50
第20表 民間における住宅手当の支給状況	51
第21表 民間における昇給制度の状況	51
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第23表 民間における定年制の状況	52
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	52
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	52

第3部 生計費関係資料

第26表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	53
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標	54
-------------	----

第26表及び第27表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和元年9月3日（火）現在で公表しているものを使用した。

第1部 職員給与関係資料

平成31年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、平成31年4月1日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、臨時又は非常勤職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 代替教員

- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知事部局	人 4,020	人	人	人	人 244
警 察	527	3,782			16
教育委員会	411				33
高等学校等	412		4,506		
中・小学校	390			6,566	
そ の 他	90				
計	5,850	3,782	4,506	6,566	293
比 率	% 27.4	% 17.7	% 21.1	% 30.7	% 1.4

適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (保健師等)	計	比 率
人	人	人	人	%
23	221	97	4,605	21.5
			4,325	20.2
	2		446	2.1
	12		4,930	23.1
	24		6,980	32.7
			90	0.4
23	259	97	21,376	100.0
%	%	%	%	
0.1	1.2	0.5	100.0	

第2表

給 料 表 別 給

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)
給与月額等					
職 員 数		5,850 人	3,782	4,506	6,566
給 料 総 額		1,899,068,700 円	1,215,455,600	1,702,183,100	2,374,576,600
給 料 の 調 整 額 総 額		1,157,600 円	168,300	14,588,937	8,034,520
教 職 調 整 額 総 額		円		64,955,204	84,185,036
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額		円		25,915,375	38,370,100
扶 養 手 当 総 額		48,339,000 円	45,200,500	44,802,500	46,089,000
地 域 手 当 総 額		72,649,029 円	46,163,302	47,705,927	40,509,966
給 与 小 計		2,021,214,329 円	1,306,987,702	1,900,151,043	2,591,765,222
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	37,730,300 円	18,345,200	30,346,700	45,726,200
	管 理 職 手 当 総 額	49,496,900 円	8,409,100	12,022,500	38,155,400
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) 総 額	3,000,000 円	6,780,000	510,000	4,080,000
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	61,100 円			
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	84,166 円	670,227	96,636	
	へ き 地 手 当 等 総 額	529,456 円			8,557,542
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	4,470,340 円	3,015,976	5,337,510	9,922,279
給 与 合 計		2,116,586,591 円	1,344,208,205	1,948,464,389	2,698,206,643
職 員 一 人 当 た り	給 料 月 額	324,627 円	321,379	377,759	361,647
	給 料 の 調 整 額	198 円	45	3,238	1,224
	教 職 調 整 額	円		14,415	12,821
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,751	5,844
	扶 養 手 当	8,263 円	11,951	9,943	7,019
	地 域 手 当	12,419 円	12,206	10,587	6,170
	給 与 小 計		345,507 円	345,581	421,693
そ の 他 手 当	住 居 手 当	6,450 円	4,851	6,735	6,964
	管 理 職 手 当	8,461 円	2,223	2,668	5,811
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額)	513 円	1,793	113	621
	初 任 給 調 整 手 当	10 円			
	特 地 勤 務 手 当 等	14 円	177	21	
	へ き 地 手 当 等	91 円			1,303
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	764 円	797	1,185	1,511
給 与 合 計		361,810 円	355,422	432,415	410,935
経 験 年 数		20.5 年	16.2	23.0	21.5
修 学 年 数		14.3 年	14.3	15.9	15.9
年 齢		41.2 歳	37.0	45.4	43.8

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
293	23	259	97	21,376
100,101,000	10,638,200	85,480,100	31,018,200	7,418,521,500
209,100		1,099,100		25,257,557
				149,140,240
				64,285,475
2,813,500	217,500	1,563,500	223,000	189,248,500
3,183,821	1,915,216	2,066,070	616,288	214,809,619
106,307,421	12,770,916	90,208,770	31,857,488	8,061,262,891
2,658,100	239,500	1,677,500	775,100	137,498,600
3,140,300	1,114,400	1,408,700	65,000	113,812,300
90,000		120,000	30,000	14,610,000
44,600	5,587,700	970,700		6,664,100
				851,029
				9,086,998
354,039	11,666	388,778	85,524	23,586,112
112,594,460	19,724,182	94,774,448	32,813,112	8,367,372,030
341,642	462,530	330,039	319,775	347,049
714		4,244		1,182
				6,977
				3,077
9,602	9,457	6,037	2,299	8,853
10,866	83,270	7,977	6,353	10,049
362,824	555,257	348,297	328,427	377,187
9,072	10,413	6,477	7,991	6,432
10,718	48,452	5,439	670	5,324
307		463	309	683
152	242,943	3,748		312
				40
				425
1,208	507	1,501	882	1,103
384,281	857,572	365,925	338,279	391,506
20.1	18.9	19.2	17.0	20.5
15.8	16.0	15.6	15.8	15.2
42.7	43.1	41.8	39.5	42.2

て掲載している。

第3表

給料表別，級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	864	187,459	23.3	3.4	13.7	350	204,772	21.3	1.8	13.5	192	276,206
2	881	234,120	29.9	8.1	15.2	759	247,559	26.9	6.1	14.5	3,952	376,127
特2											134	433,000
3	702	295,787	37.1	15.9	14.6	788	286,991	33.1	11.6	14.8	137	447,957
4	1,424	366,539	45.1	24.8	13.9	1,056	362,361	42.2	21.0	14.5	91	475,884
5	1,270	392,772	51.6	31.1	14.1	567	409,640	49.1	28.5	14.1		
6	376	406,372	54.0	33.4	14.3	139	425,286	50.7	30.7	13.9		
7	205	433,257	55.2	34.0	14.9	36	435,300	53.9	34.2	13.6		
8	94	463,923	56.7	34.9	15.3	62	454,323	55.2	35.2	13.9		
9	34	506,091	56.9	34.7	15.5	25	474,696	57.0	37.0	13.9		
10												
合計	5,850	324,627	41.2	20.5	14.3	3,782	321,379	37.0	16.2	14.3	4,506	377,759

給料表 区分 級	医療職（医師等）					医療職（薬剤師等）					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	7	323,514	26.1	2.9	16.0							
2	3	438,900	41.3	14.1	16.0	46	228,239	28.4	5.2	16.0	30	237,663
3	7	524,457	47.3	24.2	16.0	39	267,946	33.7	10.5	16.0	16	276,663
4	6	564,283	58.8	34.0	16.0	30	308,333	37.2	14.8	15.5	5	316,960
5						120	378,167	48.0	25.7	15.3	38	382,100
6						18	404,800	54.6	32.0	16.0	8	419,638
7						6	435,800	58.7	36.3	16.0		
合計	23	462,530	43.1	18.9	16.0	259	330,039	41.8	19.2	15.6	97	319,775

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.9	13.8	15.1						61	227,803	27.6	5.4	15.8
45.1	22.7	15.9	5,529	348,764	41.9	19.6	15.9	52	290,619	34.9	11.8	16.0
51.7	29.3	16.0	239	413,689	51.8	29.4	16.0					
52.7	30.5	16.0	413	422,632	52.4	30.0	16.0	136	382,412	48.0	25.4	15.7
56.7	34.3	16.0	385	448,938	56.5	34.2	16.0	34	425,882	56.4	34.2	15.7
								10	460,480	57.5	33.7	16.0
45.4	23.0	15.9	6,566	361,647	43.8	21.5	15.9	293	341,642	42.7	20.1	15.8

(保 健 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.4	3.9	16.0
33.9	11.1	15.6
37.4	15.1	15.6
48.7	26.0	15.7
57.8	35.9	16.0
39.5	17.0	15.8

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その1）

行政職											
級	号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1			
2											
3											
4			1								
5											
6			3								
7										1	
8											
9	45		1								
10											
11								1			
12	30	84									
13	24	12								1	
14	8	29	1							4	
15	7	9	1							5	
16	40	48	13							5	
17	11	10	1						1	4	
18	9	27	20							4	
19	9	17	1							2	
20	28	83	13							2	
21	4	9	5							1	
22	12	44	14							3	
23	3	16	1								
24	33	78	19							1	
25	1	17	8						5		
26	11	51	28						2		
27	27	14	7						7		
28	20	54	19						15		
29	55	21	12						5		
30	22	58	16					1	13	1	
31	8	11	5					33	12		
32	90	35	29					17	3		
33	16	12	11	1				10	6		
34	36	23	18					19	2		
35	9	14	6					27	4		
36	91	17	25	19				12	2		
37	21	13	16	16				16	2		
38	43	16	29	33	1			12	4		
39	12	7	5	11				8	3		
40	79	9	21	37				10	3		
41	10	5	7	9				10	1		
42	36	9	29	37				4	1		
43	4	4	16	15				12	1		
44	5	9	28	37				1	1		
45	1	2	11	22					1		
46	2	2	44	37				2			
47		3	20	14				1			
48		3	25	25	1	1		1			
49	2		33	21	1	1		2			
50			27	24	6	3					
51			13	13	4	16		2			
52			10	32	4	11		1			
53		1	4	23		59		1			
54			4	39	8	8					
55			3	18	1	15					
56			5	41	5	21					
57			4	8		53					
58			7	32	10	11					
59			3	18		20					
60			5	44	13	23					
61			4	19	1	26		1			
62			1	42	11	9					
63				17	1	12					
64			4	32	7	16					
65			4	15	3	6					
66			1	32	17	5					
67				17	5	5					
68			3	43	38						
69			5	16	22	9					
70			6	47	35	1					
71			4	19	14	3					
72			4	31	40	1					
73			2	15	24	5					
74			2	40	29						
75				18	15	6					
76			2	28	36	3					
77			1	12	27	1					
78				32	32	1					
79			2	11	25	3					
80				21	25						
81			1	6	33						
82				17	37						
83				12	33						
84			1	27	27						

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85				20	27	22				
86				14	23					
87			2	18	27					
88			1	12	32					
89			1	14	22					
90				9	28					
91				13	34					
92			2	3	30					
93				5	456					
94				9						
95				2						
96				4						
97			1	7						
98			1	1						
99				8						
100				5						
101				85						
102			1							
103			1							
104										
105										
106			1							
107										
108										
109										
110										
111										
112			1							
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	864	881	702	1,424	1,270	376	205	94	34	

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その2）

公安職		1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	48									
8										
9										
10	39									
11	2		1							
12				1						
13	4									
14			2							
15	1									
16	36		27							
17										
18	3	13	4							
19	14	3	1							
20	33	17	2	1						
21	1	7								
22	12	12	2							
23	7	3	1							
24		19	1	1						
25	59	10	1							
26	4	63	5							
27	3	8								
28	69	23	5	1						
29	2	6	1							
30	2	53	10	2				1		
31	1	7	2	1						4
32		25	12	12						9
33	2	7	2	1						1
34		56	20	5						2
35	1	9	2	2						2
36		37	10	2						1
37	1	5	2							1
38		49	14	6						1
39	2	7	4	3						
40		23	37	7						2
41	2	15	18	1	2					
42		42	41	15	1					
43		10	17	2					1	1
44		43	34	11	2				14	1
45		13	12	6	3				6	
46		34	37	17	4				3	
47		12	13	7	14				4	
48		31	42	15	10				1	
49	2	7	12	14					2	
50		40	41	13	16				7	
51		19	12	10	9				3	
52			41	24	12			1	1	
53			10	11	5			2	1	
54		1	34	27	15				2	
55			12	14	11			15	1	
56			35	37	6				5	
57			6	19	5					
58			30	39	14			5	2	
59			14	16	9				2	
60			30	25	4	2		1	2	
61			11	14	8	2		8	5	
62			24	27	7	4		1		
63			16	10	14	2				
64			20	33	10	3		1		
65			12	17	10	2				
66			19	28	15	6				
67			12	10	9	3				
68			3	28	9	2				
69			3	20	10	1		1		
70			4	30	9	3				
71			4	15	13	3				
72			4	14	4	3				
73				10	9	1				
74			5	12	12	2				
75			2	5	14	1				
76			2	10	6	2				
77			5	15	6	1				
78			3	12	10	1				
79			3	6	11	6				
80			1	12	2	3				
81			1	8	10	3				
82			2	8	10	4				
83			2	7	2	2				
84				11	6					

公安職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				11	4	2			
86				6	3	2			
87				8	9				
88				11	5	2			
89				10	8	14			
90				7	4	4			
91				4	10	4			
92				6	9	4			
93				2	5	45			
94				9	3				
95				4	2				
96				3	6				
97				4	3				
98				7	8				
99				8	4				
100				7	6				
101				1	120				
102				2					
103				5					
104				9					
105				4					
106				7					
107				2					
108				4					
109				4					
110				3					
111				1					
112				5					
113				4					
114									
115				5					
116				5					
117				3					
118				7					
119				10					
120				4					
121				12					
122				4					
123				9					
124				7					
125				11					
126				9					
127				13					
128				5					
129				65					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	350	759	788	1,056	567	139	36	62	25

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		21			
6					
7					
8	1	24			
9		7			
10		5			
11		4			
12	1	22			
13		6			
14		5			
15		4			
16		10			
17		15			
18		17			
19		3			
20	1	37			
21		9			
22		17			
23		9			
24		26			
25	2	10			
26	2	16			
27	1	6			
28	2	33			
29		8			3
30		16			
31		10			1
32	1	25			1
33	1	10			4
34	1	8			6
35		5			10
36		12			5
37	2	14			61
38	2	25			
39		13			
40	1	24			
41	2	12			
42	1	22			
43		9			
44	2	26			
45		13			
46		22			
47	2	13			
48	1	14			
49	2	18			
50		25			
51	1	21			
52	2	20			
53	2	10			
54	4	21		1	
55	1	15			
56		26			
57	4	4		1	
58	4	8		1	
59	2	16		7	
60	5	21		4	
61	3	17		5	
62	5	20		12	
63	1	8		1	
64	3	11		3	
65	1	14		4	
66	2	24	1	6	
67	2	30		5	
68	2	23		4	
69	4	15		3	
70	2	24		8	
71	3	15		5	
72	2	28		10	
73	2	17		4	
74	3	23		4	
75	3	20	1	3	
76	7	23		13	
77	2	17		1	
78	6	24	1	2	
79	4	18		2	
80	4	16	2	3	
81	4	20	1	3	
82	3	20	1	4	
83	6	24	3	1	
84	3	33	2	1	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85	4	21	3	16	
86	1	35	1		
87	1	32	2		
88	2	28	1		
89		21	3		
90		22	2		
91	1	27	3		
92	7	32	2		
93	5	25	6		
94	4	36	9		
95	5	23	1		
96	2	34	5		
97	1	8	4		
98	1	7	3		
99	4	31	6		
100	4	37	2		
101		30	5		
102	2	44	3		
103		25	6		
104	1	36	3		
105		25	3		
106		53	2		
107		28	3		
108		56	3		
109	2	31	41		
110	1	40			
111	1	31			
112		38			
113	1	17			
114		42			
115		18			
116		27			
117	1	28			
118	1	37			
119		21			
120		38			
121		26			
122	1	40			
123		26			
124		39			
125		29			
126		39			
127		40			
128		56			
129	1	44			
130		40			
131		50			
132		45			
133		53			
134		42			
135		51			
136	1	66			
137		66			
138		59			
139		90			
140		71			
141	1	84			
142		80			
143		72			
144		65			
145		57			
146		59			
147	1	56			
148		41			
149		86			
150	1				
151					
152					
153	4				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	192	3,952	134	137	91

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		95			
18					
19					
20		78			
21		21			3
22		12			20
23		4			18
24		98			15
25		15			18
26		16			10
27		7			14
28		83			16
29		23			15
30		33			17
31		14			18
32		71			30
33		19			16
34		34			12
35		24			10
36		88			7
37		17			6
38		39			6
39		21			11
40		67			15
41		32			108
42		49			
43		21			
44		73			
45		12			
46		20			
47		10			
48		52			
49		26			
50		51			
51		8			
52		51			
53		22			
54		67			
55		19			
56		51			
57		27			
58		46			
59		24			
60		38		1	
61		39			
62		33	1		
63		28			
64		32			
65		10		1	
66		7		1	
67		24	1	5	
68		35	1	1	
69		20		1	
70		31		2	
71		29	1	1	
72		34		1	
73		21	1	5	
74		39		10	
75		23		23	
76		33	4	26	
77		29	2	4	
78		43	2	9	
79		23	1	24	
80		31	1	22	
81		34	3	6	
82		35	3	17	
83		22	1	31	
84		42	1	17	

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85		35	2	23	
86		46	4	17	
87		22	4	15	
88		30	4	11	
89		19	3	13	
90		34	9	11	
91		30	4	3	
92		23	11	16	
93		23	7	7	
94		27	10	10	
95		24	11	10	
96		40	10	11	
97		17	10	8	
98		43	11	4	
99		17	6	10	
100		32	6	8	
101		20	11	28	
102		37	18		
103		36	7		
104		33	6		
105		10	5		
106		2	10		
107		25	6		
108		27	2		
109		25	4		
110		32	2		
111		20	6		
112		25	3		
113		27	8		
114		35	5		
115		34	2		
116		40			
117		31	9		
118		12			
119		17			
120		32			
121		25			
122		30			
123		26			
124		35			
125		27			
126		40			
127		23			
128		38			
129		23			
130		57			
131		18			
132		35			
133		32			
134		27			
135		37			
136		38			
137		41			
138		54			
139		43			
140		52			
141		54			
142		55			
143		47			
144		46			
145		62			
146		56			
147		82			
148		93			
149		92			
150		87			
151		93			
152		84			
153		91			
154		71			
155		110			
156		80			
157		77			
158		76			
159		51			
160		43			
161		98			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,529	239	413	385

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	1				
10					
11					1
12					
13					
14					
15					
16	1				
17					
18					
19	1				
20					
21					
22					
23					
24			2		
25			1		1
26			5		1
27					
28					1
29			2		2
30		2	4		
31		3	1		2
32	1	1			1
33	1		3		1
34	1	3	3		
35		2			
36		2			
37	3	1			
38	1	5	1		
39		4	2		
40	6		2		
41	1	1	1		
42	1	1	1		
43	1	1			
44	4				
45			6		
46		1			
47	1	2	2		
48	5	2		1	
49	3				
50	4	1			
51		1		10	
52	6		1	1	
53		2	1	4	
54	3	1	2	2	
55	1	2	3	5	
56	5	1	2	1	
57	1	2	4	4	
58		1		1	
59	1	2	3	2	
60	3				
61	2	2		1	
62		1	1		
63	1	3	1		
64	1		3		
65		1	3		
66	1		2	1	
67			1		
68			2		
69			2		
70			1		
71			1	1	
72			3		
73			3		
74					
75			4		
76			3		
77			1		
78			3		
79					
80			4		
81			2		
82			1		
83			2		
84			1		

級 号俸	1	2	3	4	5
85			4		
86			3		
87			2		
88			1		
89			1		
90			4		
91			1		
92			1		
93			1		
94			3		
95			5		
96			2		
97			12		
98					
99					
100					
101		1			
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	61	52	136	34	10

医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	2			
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28		2		
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40	1			
41				
42				
43				
44				
45				1
46				
47				1
48				
49				
50				1
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				1
58				
59				
60				1
61				
62				
63			1	
64				
65			1	
66			1	
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76			1	
77			1	
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
合計	7	3	7	6

級 号俸	1	2	3	4
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96		1		
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	7	3	7	6

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9							
10							
11							
12		1					
13		1					
14							
15							
16		2					
17							
18							
19		5					
20							
21							
22		5					
23		1					
24		1	4				
25			3				
26		6	4				
27		1	2				
28		2	3				
29			1		1		
30		3	1	2			
31		2		1	1		
32		2	3	1	1		1
33		3	2	2	4		
34			6	3	3		1
35		2		3			
36		2	1	3	1		
37			1	1			1
38		2	1		1		1
39		1			1		
40		1	1	2	2		
41			1	3	2		1
42		1	1		1		
43		1			2		
44				2	2		
45				1			
46					2		
47					1		
48			1	2	2		
49				1	3	1	
50			1		1	1	1
51			1		4	5	
52					5	1	
53					2		
54					4		
55					1	2	
56					1	1	
57					1	1	
58					1		
59			1			3	
60					1		
61					1	1	
62				1	2	1	
63					1		
64							
65					1		
66					1	1	
67					2		
68							
69							
70					3		
71					2		
72					2		
73					2		
74					2		
75					3		
76					1		
77					2		
78					2		
79							
80					1		
81					1		
82							
83					3		
84							

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
85					1		
86					1		
87					2		
88					2		
89					2		
90							
91					1		
92					1		
93					29		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		46	39	30	120	18	6

医療職（保健師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			1			
18		4				
19						
20			3			
21						
22		4				
23		1				
24		1	1			
25						
26		4		1		
27		1	1			
28						
29			1			
30		2	1	1	1	
31		1	2			
32		3			1	
33						
34		1			1	
35		1				
36		1	2			
37		2			1	
38		1		1	1	
39		2				
40						
41			1			
42		1				
43						
44			1			
45						
46					1	
47						1
48			1		2	
49			1			3
50						3
51					1	1
52					1	
53						
54						
55						
56				1		
57						
58						
59						
60					1	
61					1	
62				1	1	
63						
64					2	
65						
66						
67						
68						
69					1	
70						
71						
72					1	
73						
74					1	
75						
76					1	
77						
78						
79						
80						
81					1	
82						
83						
84					1	

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88					1	
89						
90						
91						
92						
93					1	
94						
95					2	
96						
97					3	
98						
99						
100						
101					10	
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		30	16	5	38	8

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		行政職	1		76	490	293	5				
2					440	388	49	4				
3						193	355	104	39	3	1	1
4							110	530	596	46	37	16
5								57	348	115	133	86
6									47	19	28	23
7						1	1	1	3	8	2	10
8									1			2
9								2			1	
10												
計			76	490	733	587	515	698	1,034	191	202	138
公安職	1		87	248	11	4						
	2			162	462	129	6					
	3			2	99	434	224	28	1			
	4				2	106	397	219	125	19	16	17
	5						25	153	128	22	16	15
	6							18	48	3	6	4
	7						1		7			1
	8								3	4	1	3
	9											
	計		87	412	574	673	653	418	312	48	39	40
教育職（高校等）	1		1	10	19	45	65	39	8			
	2			94	281	325	346	553	825	165	167	142
	特2							3	35	16	16	7
	3								15	20	16	16
	4											
	計		1	104	300	370	411	595	883	201	199	165
教育職（中・小）	1											
	2			321	757	653	626	560	801	178	187	176
	特2							7	66	19	21	18
	3							2	82	42	44	35
	4								1	2	4	13
	計			321	757	653	626	569	950	241	256	242

職 員 数 (そ の 1)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								864	23.3
								881	29.9
2	1	1			2			702	37.1
25	14	20	11	8	7	3	1	1,424	45.1
114	88	84	72	61	61	51		1,270	51.6
30	41	45	44	37	31	31		376	54.0
19	19	30	34	32	25	20		205	55.2
3	7	7	17	18	20	19		94	56.7
			4	6	8	13		34	56.9
193	170	187	182	162	154	137	1	5,850	41.2
								350	21.3
								759	26.9
								788	33.1
20	23	29	24	17	23	19		1,056	42.2
18	24	32	33	29	40	32		567	49.1
8	11	9	5	13	9	5		139	50.7
4	3	4	3	4	5	4		36	53.9
3	8	10	7	5	9	9		62	55.2
	4	2	2	4	9	4		25	57.0
53	73	86	74	72	95	73		3,782	37.0
1	1	2	1					192	35.9
157	179	153	158	159	128	118	2	3,952	45.1
12	11	9	8	8	4	5		134	51.7
17	16	12	10	6	6	3		137	52.7
3	8	8	21	18	18	15		91	56.7
190	215	184	198	191	156	141	2	4,506	45.4
168	202	173	202	170	187	168		5,529	41.9
10	27	17	22	12	13	7		239	51.8
58	44	36	19	18	17	16		413	52.4
18	45	37	46	59	82	76	2	385	56.5
254	318	263	289	259	299	267	2	6,566	43.8

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		研究職	1		1	8	39	12			1	
	2					27	22	3				
	3						10	29	40	12	8	9
	4											
	5											
	計		1	8	39	39	32	32	41	12	8	9
医療職 (医師等)	1				6	1						
	2					2						
	3						1		4			1
	4											
	計				6	3	1		4			1
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			4	29	9	4					
	3				2	25	10	1	1			
	4					2	24	4				
	5						6	30	39	4	5	9
	6									2	2	
	7											
	計			4	31	36	44	35	40	6	7	9
医療職 (保健師等)	1											
	2			8	19	3						
	3				2	8	5	1				
	4					1	3		1			
	5						2	10	7	2	1	4
	6											
	計			8	21	12	10	11	8	2	1	4

職員数（その2）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								61	27.6
								52	34.9
5	3	5	3	3	4	5		136	48.0
4	4	4	3	5	8	6		34	56.4
			2	3	3	2		10	57.5
9	7	9	8	11	15	13		293	42.7
								7	26.1
						1		3	41.7
1								7	47.3
			3				3	6	58.8
1			3			1	3	23	43.1
								46	28.4
								39	33.7
								30	37.2
2	6	3	7	3	1	5		120	48.0
3	1	2	2	3	2	1		18	54.6
					2	4		6	58.7
5	7	5	9	6	5	10		259	41.8
								30	26.4
								16	33.9
								5	37.4
2	2	5	3					38	48.7
			2	2		4		8	57.8
2	2	5	5	2		4		97	39.5

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																					
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上	
行政職	1	128	138	163	135	62	40	75	75	39	6	2	1										
	2			1	3	91	82	143	138	137	83	62	46	30	32	18	7	5	1	1		1	
	3										38	50	49	61	62	87	67	56	43	37	39	22	
	4															6	21	46	58	46	52	64	
	5																	1		1	4	13	
	6																						
	7										1				1						1		
	8																						
	9																						
	10																						
計		128	138	164	138	153	122	218	213	176	128	114	96	91	95	111	95	108	102	85	96	100	
公安職	1	104	113	51	57	11	7	2	2		1	2											
	2		3	59	68	127	119	128	93	59	27	28	20	21	6		1						
	3				1	2	14	25	34	77	94	96	88	105	89	57	34	25	21	14	2	2	
	4									1	7	9	29	41	84	92	75	83	115	63	45	26	
	5														1	1	6	5	27	31	34	15	
	6																					4	
	7																	1					
	8																						
	9																						
	計		104	116	110	126	140	140	155	129	137	129	135	137	167	180	150	117	113	163	108	81	47
教育職（高校等）	1	2	3	5	5	3	3	6	9	11	15	7	8	9	13	11	13	15	11	5	9	9	
	2	21	40	37	41	72	60	68	66	70	72	71	69	74	59	69	78	72	78	117	112	122	
	特2																				1	1	
	3																						
	4																						
	計	23	43	42	46	75	63	74	75	81	87	78	77	83	72	80	91	87	89	122	122	132	
教育職（中・小）	1																						
	2	95	115	135	151	154	162	169	168	155	150	126	125	125	128	127	106	145	136	120	113	128	
	特2																			2	1	2	
	3																						
	4																						
	計	95	115	135	151	154	162	169	168	155	150	126	125	125	128	127	106	145	136	122	114	130	

年数別職員数（その1）

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																					864	3.4	
																						881	8.1
15	9	9	10	11	11	9	3	3		4		1	2	3		1					702	15.9	
110	115	106	90	110	97	134	106	75	53	39	26	17	11	6	9	13	4	3	5	2	1,424	24.8	
14	21	37	40	62	81	69	106	84	97	71	67	84	75	90	56	53	55	44	25	20	1,270	31.1	
		3	7	12	16	17	14	19	22	18	22	40	27	30	27	27	23	22	19	11	376	33.4	
				1	2	4	5	6	10	18	18	29	21	25	10	13	13	12	9	6	205	34.0	
		1							4	8	4	12	16	15	14	4	4	5	5	2	94	34.9	
1				1	1						1	2	6	10	6	3			1	2	34	34.7	
140	145	156	147	197	208	233	234	187	186	158	138	185	158	179	122	114	99	86	64	43	5,850	20.5	
																						350	1.8
																						759	6.1
5	2				1																	788	11.6
28	32	13	13	21	12	31	18	12	21	23	20	20	22	21	17	21	15	6	12	8	1,056	21.0	
30	26	28	12	12	14	24	15	26	15	19	29	21	28	30	20	27	16	12	23	20	567	28.5	
6	7	6	6	3	6	10	7	7	9	6	3	7	4	11	15	7	5	6	3	1	139	30.7	
			1	1		1		2	1	2	1	2	3	5	5	5	1	1	2	2	36	34.2	
		1				1				8	7	4	4	8	9	7	4	2	2	5	62	35.2	
												1	1	2	10	4	2	3	1	1	25	37.0	
69	67	48	32	37	33	67	40	47	46	58	60	55	62	77	76	71	43	30	43	37	3,782	16.2	
3	2	1	3	1	2	1	1			2		1		3							192	13.8	
137	128	165	174	166	159	149	167	180	149	156	179	159	150	115	105	37	4	1	3	1	3,952	22.7	
1	5	4	6	12	5	15	14	10	10	13	12	6	5	10	3	1					134	29.3	
			2	4	5	15	18	18	16	21	7	13	8	4	3	2	1				137	30.5	
						1			2	5	12	14	20	21	11	5					91	34.3	
141	135	170	185	183	171	181	200	208	177	197	210	193	183	153	122	45	5	1	3	1	4,506	23.0	
111	114	149	152	165	149	157	201	188	193	172	177	189	167	166	146	80	12	7	1		5,529	19.6	
5	7	7	11	17	19	15	21	16	17	20	23	19	15	12	8	2					239	30.0	
1	2	10	9	18	40	30	39	51	45	48	48	18	20	14	14	4	2				413	29.4	
					1	2	2	10	13	42	40	38	63	74	62	35	2	1			385	34.2	
117	123	166	172	200	209	204	263	265	268	282	288	264	265	266	230	121	16	8	1		6,566	21.5	

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
研究職	1	1	2	6	10	5	12	11	9	3		1										
	2								4	9	9	6	3	8	7	3	2	1				
	3															4	6	9	7	7	2	
	4																					
	5																					
	計	1	2	6	10	5	12	11	9	7	9	10	6	3	8	7	7	8	10	7	7	2
医療職 (医師等)	1			3	3	1																
	2			1							1											
	3																		1			
	4																					
	計			4	3	1						1								1		
医療職 (薬剤師等)	1																					
	2		1	7	8	8	7	2	3	3	4	2	1									
	3								4	6	5	11	3	4	2	1	1	2				
	4										1		5	7	3	6	2	2	3			
	5															4	4	5	4	6	4	
	6																					
	7																					
	計		1	7	8	8	7	2	7	9	9	14	4	9	9	4	11	8	7	7	6	4
医療職 (保健師等)	1																					
	2		4	5	6	6	4	3		1		1										
	3								3	1	1	2	5		1		1	1	1			
	4											2			1				1			
	5																3	1	3	1		
	6																					
	計		4	5	6	6	4	3	3	2	1	3	7		2		1	4	3	3	1	

年数別職員数（その2）

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)		
				1																	61	5.4		
																						52	11.8	
1	9	7	9	9	6	12	10	12	8	1	2		2	8	1	2	1		1		136	25.4		
									3	5	4	1	3	10	4	2		1	1			34	34.2	
	1											1	3	3	1	1						10	33.7	
1	10	7	9	10	6	12	10	12	11	6	6	2	8	21	6	5	1	1	2			293	20.1	
																						7	2.9	
								1														3	14.1	
		2	1		2			1														7	24.2	
										3			1				2					6	34.0	
		2	1		2			2		3			1				2					23	18.9	
																						46	5.2	
																						39	10.5	
	1																					30	14.8	
7	11	3	5	9	9	5	4	4	6	6	6	6	3	3	2	2	1	1				120	25.7	
						1	1	2	2	3	2	2	1	3	1							18	32.0	
														1	3	2						6	36.3	
7	12	3	5	9	9	6	5	6	8	9	8	8	4	7	6	4	1	1				259	19.2	
																						30	3.9	
																						16	11.1	
		1																				5	15.1	
2	3	2		2	1	3	1	2	3	2	2	6	1									38	26.0	
													2	2		4						8	35.9	
2	3	3		2	1	3	1	2	3	2	2	6	3	2		4						97	17.0	

第7表

給料表別，学歴別

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別, 性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,137	% 53.6	人 396	% 6.8	人 2,311	% 39.5
公 安 職		2,193	58.0	48	1.3	1,541	40.7
教育職(高校等)		4,310	95.7	128	2.8	68	1.5
教育職(中・小)		6,294	95.9	272	4.1		
研 究 職		267	91.1	19	6.5	7	2.4
医 療 職(医師等)		23	100.0				
医 療 職(薬剤師等)		209	80.7	49	18.9	1	0.4
医 療 職(保健師等)		89	91.8	8	8.2		
合 計		16,522	77.3	920	4.3	3,928	18.4
性 別	男	10,314	62.4	315	34.2	2,958	75.3
	女	6,208	37.6	605	65.8	970	24.7

， 性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
6	0.1	5,850	100.0	3,958	67.7	1,892	32.3
		3,782	100.0	3,411	90.2	371	9.8
		4,506	100.0	2,821	62.6	1,685	37.4
		6,566	100.0	3,064	46.7	3,502	53.3
		293	100.0	207	70.6	86	29.4
		23	100.0	14	60.9	9	39.1
		259	100.0	113	43.6	146	56.4
		97	100.0	4	4.1	93	95.9
6	0.0	21,376	100.0	13,592	63.6	7,784	36.4
5	83.3	13,592	63.6				
1	16.7	7,784	36.4				

第8表

給料表別, 扶養手当

区 分	扶養手当 受給職員数	支 給 額	
		配 偶 者 (6,500円)	子 (10,000円)
行 政 職	2,429 人	1,238 人	3,239 人
公 安 職	2,176	1,523	3,221
教育職(高校等)	2,122	957	3,159
教育職(中・小)	2,276	813	3,259
研 究 職	131	76	189
医 療 職(医師等)	11	5	16
医 療 職(薬剤師等)	86	29	114
医 療 職(保健師等)	9	1	20
計	9,240 人	4,642 人	13,217 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.22 人	0.62 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均

の支給額区分別扶養親族数

区 分 別 扶 養 親 族 数			扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
父母等 (6,500円)	合 計	満16歳の年度初め から満22歳の年度 末までの子 (5,000円加算)		
258 人	4,735 人	1,245 人	3,421 人	5,850 人
34	4,778	574	1,606	3,782
158	4,274	1,193	2,384	4,506
213	4,285	1,366	4,290	6,566
3	268	82	162	293
	21	5	12	23
10	153	34	173	259
1	22	2	88	97
677 人	18,536 人	4,501 人	12,136 人	21,376 人
0.03 人	0.87 人	0.21 人		

扶養親族数である。

第9表

給料表別住居手

居住区分 給料表	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人
		1	1	2		601	883	1,484
公安職	1	7		8	1	237	464	702
教育職(高校等)		1	1	2	1	403	768	1,172
教育職(中・小)		5		5	1	785	1,005	1,791
研究職						33	70	103
医療職(医師等)			4	4		1	4	5
医療職(薬剤師等)		1		1		17	47	64
医療職(保健師等)						17	14	31
合計	1	15	6	22	3	2,094	3,255	5,352
割合(%)				0.1				25.0
平均手当支給額	24,695円				25,544円			

当支給額等の状況

当支給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計
借家(公営)				下宿(賄付)				合計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	3	4					1,490	4,360	5,850
								710	3,072	3,782
	3	1	4					1,178	3,328	4,506
	4		4					1,800	4,766	6,566
								103	190	293
								9	14	23
								65	194	259
								31	66	97
	8	4	12				0	5,386	15,990	21,376
			0.1				0.0	25.2	74.8	100.0
20,400円								25,529円		

第10表

給料表別，通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別，通勤方法別職員数

給料表	通勤方法 交通機関等 利用者	通勤手当受			
		交通用具使用者			
		自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車	
行政職	人 2,518	人 150	人 34	人 2,044	
公安職	844	113	128	1,848	
教育職(高校等)	215	28	13	3,793	
教育職(中・小)	59	7	13	5,978	
研究職	42	11	5	202	
医療職(医師等)	6			4	
医療職(薬剤師等)	84			128	
医療職(保健師等)	30	1		47	
合計	3,798	310	193	14,044	
構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	19.7	1.6	1.0	73.0
	全職員 (%)	17.8	1.5	0.9	65.7

勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				計	通勤手当 非支給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者						
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普通自動車	人	人	人	人
90	6	358	5,200	650	5,850	
49	6	75	3,063	719	3,782	
29	3	166	4,247	259	4,506	
2	1	79	6,139	427	6,566	
3		15	278	15	293	
		2	12	11	23	
2		14	228	31	259	
1		4	83	14	97	
176	16	713	19,250	2,126	21,376	
0.9	0.1	3.7	100.0			
0.8	0.1	3.3	90.1	9.9	100.0	

第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手		
		交通機関等者 利用	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 3,798	人 310	人 193
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,605		
	55,000円超 65,000円未満	189		
	65,000円	4		
	計	3,798		
	受給職員平均手当支給額	円 15,353		
距離段階別	10km未満		人 304	人 101
	10km以上 20km未満		6	80
	20km以上 30km未満			10
	30km以上 40km未満			2
	40km以上 50km未満			
	50km以上 60km未満			
	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上			
	計		310	193
受給職員平均手当支給額		円 2,491	円 5,935	
受給職員平均手当支給額合計		円 15,353	円 2,491	円 5,935

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

当 受 給 職 員 数 及 び 支 給 額				
者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原 動 機 付 自 転 車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
人 14,044	人 176	人 16	人 713	人 19,250
	人 143	人 14	人 486	人 4,248
	32	2	189	412
	1		38	43
	176	16	713	4,703
	円 21,560	円 15,903	円 24,857	円 17,028
人 5,419	人 175	人 16	人 391	人 6,406
4,843	1		87	5,017
2,054			15	2,079
1,159			8	1,169
392			25	417
122			93	215
33			56	89
11			19	30
11			19	30
14,044	176	16	713	15,452
円 10,352	円 1,468	円 2,300	円 15,271	円 10,257
円 10,352	円 22,508	円 17,791	円 38,239	円 12,318

第11表

再任用職員の適用給料表別，級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 98	人	人	人	人 83	人 9	人 6	人	人	人	人	人
公安職	1						1					
教育職(高校等)	150	8	142									
教育職(中・小)	196		196									
研究職	10		4		5	1						
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	7				5	1	1					
医療職(保健師等)	2				2							
合計	464	8	342		95	11	8					

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 126	人	人	人	人 114	人 4	人 6	人 1	人 1	人	人	人
公安職	99					25	63	11				
教育職(高校等)	5		5									
教育職(中・小)	48		48									
研究職	8	1	7									
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	10				10							
医療職(保健師等)												
合計	296	1	60		124	29	69	12	1			

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別, 級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 198	人 68	人 49	人	人 2	人 79	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)	3		1				2					
合計	201	68	50		2	79	2					

第2部 民間給与関係資料

平成31年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された1,022事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により27層に層化し、これらの層から271事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完結したものが245事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが1事業所、調査不能なものが25事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた270事業所に占める調査完了率は90.7%であった。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時的な従業員及び役員はすべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係（平成31年4月新卒採用の従業員）559人（このうち行政職に相当する調査実人員471人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の調査職種11,603人（このうち行政職に相当する調査実人員10,384人）。これらを母集団に復元した推定数は56,484人で、行政職に相当するものは45,451人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表

産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
	事業所 245	事業所 47	事業所 8	事業所 41	事業所 22	事業所 88	事業所 39
産業計							
農業, 林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	31	6	4	10	3	6	2
製造業	80	16	1	12	6	33	12
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	3	0	0	0	1	0
情報通信業	19	4	1	3	3	4	4
運輸業, 郵便業	24	4	0	5	0	13	2
卸売業, 小売業	24	1	0	3	2	12	6
金融業, 保険業	8	6	1	1	0	0	0
不動産業, 物品賃貸業	2	0	0	1	0	0	1
学術研究, 専門・ 技術サービス業	6	0	0	1	1	2	2
宿泊業, 飲食サービス業	4	0	0	0	2	1	1
生活関連サービス 業, 娯楽業	2	1	0	0	0	0	1
教育, 学習支援業	9	0	0	3	2	3	1
医療, 福祉	12	1	1	1	3	6	0
複合サービス業	7	3	0	0	0	4	0
サービス業	13	2	0	1	0	3	7

(注) 抽出した県内271事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が26あったため、245事業所の調査となった。

第14表

職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模500人 以 上	企業規模100人 以 上500人未 満	企業規模 100人未 満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	195,652円 [202,949円]	199,782円 [206,304円]	185,623円 [199,984円]	※ 249,167円 [※194,894円]
		短大卒	165,045円 [※146,077円]	※ 171,241円 [※139,070円]	※ 161,269円 [※161,805円]	※ 150,000円 [-]
		高校卒	160,869円 [160,709円]	※ 150,546円 [167,150円]	161,631円 [156,237円]	※ 160,226円 [150,729円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	207,216円 [208,298円]	212,543円 [214,307円]	195,298円 [201,778円]	199,161円 [194,898円]
		短大卒	181,621円 [177,251円]	183,469円 [※176,633円]	※ 173,974円 [※180,712円]	※ 179,750円 [※163,350円]
		高校卒	158,313円 [163,606円]	160,409円 [160,729円]	155,311円 [167,400円]	- [※170,000円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	201,629円 [205,292円]	206,560円 [210,036円]	189,428円 [200,657円]	205,317円 [194,897円]
		短大卒	175,634円 [169,508円]	180,253円 [163,326円]	166,657円 [177,413円]	※ 164,875円 [※163,350円]
		高校卒	159,286円 [161,818円]	159,912円 [164,428円]	158,768円 [160,701円]	※ 160,226円 [153,998円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 229,567円 [※216,630円]	- [-]	※ 229,567円 [※228,567円]	- [※212,000円]
	新 卒 研 究 補 助 員	短大卒	※ 223,686円 [※204,000円]	- [-]	※ 188,400円 [-]	- [※204,000円]
		高校卒	- [※196,000円]	- [-]	- [-]	- [※196,000円]
	準 新 卒 薬 剤 師	大学卒	※ 212,953円 [※225,536円]	※ 212,953円 [※225,536円]	- [-]	- [-]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 術 師	大学卒	※ 177,600円 [※218,000円]	※ 177,600円 [※218,000円]	- [-]	- [-]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	※ 177,600円 [-]	※ 177,600円 [-]	- [-]	- [-]
		短大卒	※ 166,500円 [※140,500円]	※ 166,500円 [※140,500円]	- [-]	- [-]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	199,134円 [209,340円]	196,712円 [209,357円]	205,001円 [208,700円]	- [-]
	準 新 卒 准 看 護 師	高校卒	※ 171,839円 [-]	※ 164,800円 [-]	※ 173,967円 [-]	- [-]
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

4 [-]内は、平成30年調査の結果である。

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成31年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長		31	53.1	819,642	33
工場長		9	50.9	660,010	10,943
事務部長		296	53.0	644,535	946
技術部長		232	52.7	675,386	2,601
事務部次長		107	51.5	632,764	800
技術部次長		156	51.5	649,370	6,411
事務課長		635	49.1	557,373	7,062
技術課長		709	48.5	554,863	17,199
事務課長代理		289	46.3	481,828	25,838
技術課長代理		228	45.8	495,224	32,931
事務係長		697	45.1	459,247	56,511
技術係長		506	46.5	471,833	62,446
事務主任		635	42.1	383,769	50,346
技術主任		716	43.1	422,552	67,796
事務係員		2,848	37.3	298,436	32,749
技術係員		2,290	35.9	346,207	58,402

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(A)-(B)	備 考	対応級
819,609	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
649,067	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
643,589	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
672,785		行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
631,964	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
642,959	中間職(部長-課長間)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
550,311	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
537,664		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
455,990	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
462,293	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
402,736	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
409,387		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
333,423	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代理 以上に直属し, 部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級, 4級) 企業規模100人以上500人未満
354,756	係長のいない事業所において, 職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
265,687		行政職1級
287,805		

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成31年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	6人	59.8歳	695,623円	0円
	大学教授	61	57.2	712,260	35,956
	大学准教授	48	48.4	694,717	82,448
	大学講師	30	45.9	722,481	131,695
	大学助教	33	41.8	665,264	92,168
	高等学校校長	0	—	—	—
	高等学校教頭	4	59.3	579,589	0
	高等学校教諭	68	46.4	480,346	603
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*
	研究部(課)長	25	50.8	644,426	43,595
	研究室(係)長	28	46.8	570,333	99,394
	主任研究員	56	45.6	487,515	58,165
	研究員	49	35.2	351,863	56,251
	研究補助員	0	—	—	—
医療関係職種	病院長	3	67.7	1,644,032	0
	副院長	10	56.6	1,472,470	41,694
	医科長	13	52.2	1,421,365	35,306
	医師	30	38.5	1,039,712	89,326
	歯科医師	2	47.0	837,274	29,309
	薬局長	7	51.1	544,440	85,443

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
695,623 円	
676,304	
612,269	
590,786	
573,096	
—	
579,589	
479,743	
*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
600,831	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
470,939	構成員3人以上の室(係)の長
429,350	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
295,612	
—	
1,644,032	部下に医師又は歯科医師5人以上
1,430,776	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
1,386,059	部下に医師又は歯科医師1人以上
950,386	
807,965	
458,997	部下に薬剤師2人以上

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成31年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
医療関係職種	薬 剤 師	40 人	32.7 歳	390,268 円	51,240 円
	診療放射線技師	55	42.7	397,841	32,419
	臨床検査技師	60	40.6	378,559	54,155
	栄 養 士	44	34.9	294,219	16,971
	理学療法士	79	35.4	303,119	12,467
	作業療法士	69	32.0	281,664	9,599
	総看護師長	7	54.9	540,636	12,860
	看護師長	90	46.9	441,780	38,005
	看護師	227	35.6	341,031	29,246
	准看護師	65	44.9	280,319	10,093
技能労務関係職種	電話交換手	4	46.0	187,024	5,980
	自家用乗用 自動車運転手	*	*	*	*
	守 衛	3	54.3	364,039	14,061
	用 務 員	*	*	*	*

(注) 1 「時間外手当」には, 特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの), 超過勤務手当, 休日手当, 夜
2 「*」は, 調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
339,028 円	
365,422	
324,404	
277,248	
290,652	
272,065	
527,776	部下に看護師長5人以上
403,775	部下に看護師又は准看護師5人以上
311,785	
270,226	
181,044	見習, 外国語の電話交換手を除く。
*	
349,978	
*	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成31年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長	*	*	*	*	*
工場長	0	—	—	—	—
事務部長	12	61.1	490,545	0	
技術部長	30	62.4	522,819	21,372	
事務部次長	6	63.0	459,731	19,322	
技術部次長	26	62.8	514,074	22,178	
事務課長	16	63.5	277,755	3,349	
技術課長	41	62.8	493,740	57,311	
事務課長代理	2	61.5	369,209	0	
技術課長代理	15	63.7	309,764	11,702	
事務係長	14	61.8	306,422	23,136	
技術係長	*	*	*	*	
事務主任	*	*	*	*	
技術主任	3	62.0	504,281	178,857	
事務係員	229	62.2	248,923	12,120	
技術係員	261	62.8	263,035	19,600	

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平均給与額等

(A)-(B)	備 考
* 円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
490,545	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
501,447	
440,409	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職
491,896	中間職(部長—課長間)
274,406	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
436,429	
369,209	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
298,062	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長—係長間)
283,286	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
*	
*	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
325,424	係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長—係員間)
236,803	
243,435	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目	区分		技能・労務等従業員
	下半期(A1)	上半期(A2)	
平均所定内給与月額	248,632円	246,852円	
特別給の支給額	423,077円	439,745円	
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$		1.70ヶ月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$		1.78ヶ月分
年間の支給割合			3.48ヶ月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

第18表

民間における家族手当の支給状況
(単位：%)

扶養家族の構成	事業所割合
家族手当制度がある	80.8
配偶者に家族手当を支給する	(86.1)
子に家族手当を支給する	(98.3)
家族手当制度がない	19.2

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における扶養家族の構成別支給状況
(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,413
配偶者と子1人	17,209
配偶者と子2人	23,136

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第20表

民間における住宅手当の支給状況
(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	57.1
支給しない	42.9

第21表

民間における昇給制度の状況
(単位：%)

役職 段階	項目 企業規模	昇給制度あり				昇給制度 なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	93.1	37.6	84.1	57.5	6.9
	500人以上	97.1	38.7	87.1	61.4	2.9
	100人以上 500人未満	94.6	43.5	78.5	57.4	5.4
	100人未満	75.6	14.2	88.5	42.6	24.4
課長級	規模計	86.2	33.0	85.4	56.3	13.8
	500人以上	84.2	33.1	89.0	58.4	15.8
	100人以上 500人未満	92.2	39.0	79.9	58.4	7.8
	100人未満	77.5	14.2	88.5	42.6	22.5

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況
(単位：%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	53.7	46.3	47.0	53.0	45.1	54.9
	500人以上	62.7	37.3	54.7	45.3	53.7	46.3
	100人以上 500人未満	48.2	51.8	42.7	57.3	41.8	58.2
	100人未満	36.4	63.6	32.1	67.9	23.7	76.3

第23表

民間における定年制の状況

(単位：%)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	88.5	11.5	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		38.9	80.0	61.1
非 管 理 職		30.8	59.2	69.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第25表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

課 長 級	非 管 理 職
73.6	73.8

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第3部 生計費関係資料

第26表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成31年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,364	44,704	55,346	65,988	76,630
住居関係費	39,578	31,753	34,195	36,642	39,084
被服・履物費	4,204	11,860	13,178	14,496	15,814
雑費Ⅰ	35,377	31,384	53,325	75,250	97,191
雑費Ⅱ	6,522	15,302	18,586	21,870	25,159
合計	114,045	135,003	174,630	214,246	253,878

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の平成31年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(平成31年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	食料
住居関係費	住居, 光熱・水道, 家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療, 交通・通信, 教育, 教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出(諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第27表

労働経済

項目			年月	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	1.2	
		仙台市	前年 同月比 (%)	0.5	0.6	0.5	1.1	1.1	0.9	
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	2.2	2.7	2.8	3.1	3.1	3.0	
生 計	消 費	全世帯	全国	金額 (円)	294,439	281,307	267,641	283,387	292,481	271,273
			前年 同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	0.9	
		仙台市	金額 (円)	310,768	248,415	285,440	259,852	314,207	248,689	
			前年 同月比 (%)	△ 3.5	△ 11.3	11.3	△ 9.7	10.2	0.9	
	支 出	全国	金額 (円)	334,967	312,354	291,998	310,031	319,939	302,652	
			前年 同月比 (%)	1.5	△ 0.9	△ 1.6	0.4	6.1	2.5	
		仙台市	金額 (円)	325,978	254,991	252,407	274,210	338,713	266,752	
			前年 同月比 (%)	△ 16.7	△ 15.6	△ 8.6	△ 0.2	1.5	△ 0.6	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	0.1	
	完全失業率		全 国 (%)	2.5	2.3	2.5	2.5	2.4	2.4	
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	
			宮 城 県 (倍)	1.71	1.72	1.71	1.69	1.68	1.68	
産	鉱工業生産指数	全国	前年 同月比 (%)	1.9	3.5	△ 1.5	2.4	0.6	△ 2.5	
		宮城県	前年 同月比 (%)	△ 0.5	6.5	△ 1.8	1.8	△ 0.9	△ 7.1	

(注) 1 「消費者物価指数」, 「国内企業物価指数」, 「常用雇用指数」, 「鉱工業生産指数」の前年同月比は, 平成27
 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は, 季節調整値である。
 3 「常用雇用指数」は, 本系列の数値を使用している。

指 標 (その 1)

10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	調 査 機 関
1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7	総 務 省
1.3	0.9	0.4	0.1	0.2	0.6	1.0	0.8	0.8	
3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6	△ 0.1	日 本 銀 行
290,396	281,041	329,271	296,345	271,232	309,274	301,136	300,901	276,882	総 務 省 (家計調査)
2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3	7.0	3.5	
257,514	278,128	301,556	280,415	242,577	279,291	301,708	281,333	257,002	
△ 7.8	△ 1.2	△ 7.3	△ 0.4	2.6	2.5	△ 2.9	13.3	△ 10.0	
315,433	303,516	351,044	325,768	302,753	348,942	337,164	332,273	308,425	
0.5	0.8	△ 0.3	2.6	4.7	4.2	0.7	6.4	5.6	
265,057	263,225	315,757	318,804	259,849	296,949	331,251	306,237	276,534	
△ 13.7	△ 20.0	△ 13.4	2.2	3.9	10.8	1.6	20.1	9.6	
0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8	1.0	厚 生 省 労 働 省 (毎月勤労 統計調査)
2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3	総 務 省 (労働力 調査)
1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	厚 生 省 労 働 省 (一般職業 紹介状況)
1.66	1.69	1.70	1.67	1.69	1.65	1.67	1.66	1.64	
4.2	1.9	△ 2.0	0.7	△ 1.1	△ 4.3	△ 1.1	△ 2.1	△ 3.8	経 産 省 産 業 省
0.4	△ 2.7	△ 7.9	△ 3.8	△ 0.6	△ 6.3	△ 5.4	△ 10.1	△ 6.6	

年=100とした指数を基礎としている。

労 働 経 済

項 目			年 月	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	298,466	294,500	296,802	296,444	295,546	295,548	
			前 年 同 月 比 (%)	0.2	0.8	0.8	0.8	1.1	0.5	
		宮 城 県	金 額 (円)	272,941	269,785	271,543	269,355	269,876	269,499	
			前 年 同 月 比 (%)	1.9	3.7	2.5	2.9	3.3	2.5	
	所 定 内 給 与 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国	常 用 労 働 者	金 額 (円)	272,362	269,892	271,771	271,441	270,844	271,249
				前 年 同 月 比 (%)	0.3	0.8	0.6	0.6	1.1	0.6
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	328,244	324,380	326,520	327,039	325,941	327,126
				前 年 同 月 比 (%)	0.4	0.8	0.5	0.6	0.7	0.5
		宮 城 県	常 用 労 働 者	金 額 (円)	249,259	247,742	249,698	248,036	248,267	248,112
				前 年 同 月 比 (%)	1.6	3.3	2.3	3.2	3.4	2.2
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	295,863	292,493	294,143	293,665	293,243	293,715
				前 年 同 月 比 (%)	1.3	2.0	0.0	1.1	1.4	0.6
	総 実 労 働 時 間 数 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国 (時 間)	150.8	146.5	152.5	150.8	145.9	143.3		
		宮 城 県 (時 間)	153.3	149.9	155.7	153.7	149.0	145.9		
所 定 外 労 働 時 間 数 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国 (時 間)	13.0	12.4	12.4	12.4	11.8	12.2			
	宮 城 県 (時 間)	13.0	12.2	12.0	12.1	11.2	12.1			

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎と
2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」,「建設業、保険業」,「不動産業、物品賃貸業」,「学術研究、専門・技術サービス業」,「宿泊業、飲食サービス業」,「学習支援業」,「医療、福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業(他に分類されないもの)」(外国公
3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。
4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働
5 「全国」の欄の各数値は本系列の数値を使用している。

指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	調査機関
298,297	298,747	297,598	291,891	292,808	295,281	299,489	294,772	297,628	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.3	
271,500	272,016	269,245	271,546	268,171	268,755	273,016	267,351	270,120	
2.9	4.0	2.1	1.6	1.2	△ 0.4	0.0	△ 0.9	△ 0.5	
272,559	272,234	271,504	267,076	267,575	269,650	273,350	269,438	272,409	
1.1	1.3	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3	△ 0.1	0.3	
328,666	327,734	327,491	325,007	326,167	327,995	330,833	325,220	328,652	
1.0	1.1	0.8	0.4	0.6	0.3	0.8	0.2	0.7	
248,507	249,361	246,214	248,584	244,202	244,308	249,198	244,553	248,170	
2.7	4.2	2.1	1.7	0.5	△ 0.9	0.0	△ 1.3	△ 0.6	
295,936	295,629	291,754	293,626	288,859	290,847	295,610	289,233	293,199	
1.3	2.6	0.4	0.9	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.3	
150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4	147.4	
152.3	155.4	148.2	140.5	145.7	147.5	151.2	144.0	151.0	
12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4	12.3	
12.8	12.8	12.6	11.5	12.5	13.1	12.7	11.7	11.9	

している。また、「所定内給与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融
 ビス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)」、「教育、
 務を除く)」]のことをいう。

日数が一般の労働者より短い者)を除いた労働者をいう。